

認定調査票

作成補完

マニュアル

令和7年4月

第1.0版

はじめに

本マニュアルの位置づけは、「**要介護認定認定調査員テキスト（2009・改訂版）**（以下、「**テキスト**」という。）を基本としつつ、本市において、これまで多くの認定調査を実施してきた経験を活かし、実際に提出された認定調査票でよく目にする疑義が生じる特記事項を整理することを第一の目的としています。

そのため、各項目について、基本的な調査方法などはテキストを参照していただくことを前提とし、例示的に介護認定審査会委員に伝わりやすい特記事項の記入内容を列挙するとともに、よくある間違いや注意すべき事項等も併せてお示ししています。

本マニュアルについては、第1版であり、改訂の余地は多分にあるかと存じます。また、認定調査員の皆様にとっては、周知の事実であることやわかりにくい表現などもあるかと思いますが、一方で、これまで知らなかったことや見落としていたことがあるかもしれませんので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

また、本市作成の「**認定調査に際しての注意点について（令和7年4月版）**」には調査票の記入の仕方等まとめておりますので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

本マニュアルにより、認定調査員の皆様の見識がもう1 step 駆け上がり、介護認定を申請された方に対して、適切な資料に基づき、介護認定審査会に委ねることで、これまで以上に真に介護を必要とされている方の一助となれば、これ以上の喜びはありません。

令和7年4月

目 次

1	本マニュアルの見方	P.1
2	基本調査（第1群 身体機能・起居動作）	P.2～14
3	基本調査（第2群 生活機能）	P.15～22
4	基本調査（第3群 認知機能）	P.23～27
5	基本調査（第4群 精神・行動障害）	P.28～37
6	基本調査（第5群 社会生活への適応）	P.38～43
7	基本調査（第6群 特別な医療）	P.44～49
8	基本調査 (第7群 障害高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度)	P.50～51
9	一連の特記事項参考例（4選）	P.52～59
10	最終確認チェック表	P.60


(※10 最終確認チェック表は、コピーしてご使用ください)

【本マニュアルの見方】

第2群 生活機能

★① 調査員テキスト及び本市配付資料の関連ページを合わせて確認できるように明記

★② 各群全体のポイントとして、注意点等を簡潔に明記

- 1 【参照先】
 - ・認定調査員テキスト：P.69～99
 - ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.2 下段～P.3）
- 2 【ポイント】
 
 - ① 2-3：えん下、2-12：外出頻度以外の項目は、評価軸が「介助の方法」である。そのため、認定審査会において介護量を適切に判断できるよう、**具体的な介助の方法や介護の手間を特記事項に記載**する必要がある。何を介助されていて何を自分でできるかを明確に記載する
 - ② 項目ごとに一連動作の定義やその行為自体が発生しない場合の選択方法等に違いがあるため、評価に注意する
- 3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

2-1 移乗（介助の方法）

★必須

★③項目ごとに、次のように明記

- 【①：定義・ポイント】
 テキスト記載の重要な定義等に絞って明記しています。
- 【②：記載例】
 各項目の特記事項記載に際して、よくある定型的な文書を明記。これらと合わせて、被保険者特有の介護の手間に関する記載をすることで、審査会に的確に対象者の状態像がイメージされます。
- 【③：よくある間違い】
 調査票特記事項に関して、記載不足等の疑義により、電話で調査員に確認することが多々見受けられる内容を限定して、記載しています。
- 【④：最終確認】
 よくある間違いによる電話確認を減少させるために記載しています。


定義・ポイント	でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること。清拭、じょくそう予防等を目的とした体位交換、シーツ交換の際に、でん部を動かす行為も移乗に含む（詳細：テキスト P.70） 「見守り等」は、常時の付き添いの必要がある見守りや、認知症高齢者等の場合に必要行為の「確認」「指示」「声かけ」等であるため、「見守り等」を選択する場合、これらを含む内容を記載	
記載例	介助されていない	① 動作緩慢だが自己にて可 ② 定義の移乗行為はない。自己で便座等に座ることができるため「介助されていない」を選択
	見守り等	① 移乗の際転倒があり不適切な状況。適切な介助で「見守り等」を選択 ② 毎回◎が車いすをお尻の下にさし入れる介助をしている
	一部介助	◎が体を支えて車いすへ移乗介助している。足のつっぱりあり
	全介助	① ◎が体を抱えて車いすへ移乗介助している。足のつっぱりなし ② 2、3人で抱えてストレッチャーに移っている
よくある間違い	① 定義の移乗機会がないため、「介助されていない」を選択 ⇒定義の移乗行為がない対象者は、移乗行為が発生した場合を想定して適切な介助を選択し、その根拠を特記事項に記載 ② 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載 ③ 車いすへ移乗の際に介助されている ⇒「一部介助」「全介助」が不明瞭。介助の方法を詳細に記載必要	
最終確認	※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？ ①「見守り等」⇒ 常時の付き添いがある・車いすをお尻の下にさし入れている ②「一部介助」⇒ 体を支える・手を添える程度・足のつっぱりあり ③「全介助」⇒ 体を抱える・運ぶ・足のつっぱりなし	

★④【★必須】とは・・・
 被保険者の状態像を審査会により伝わりやすくするため、選択した内容に関わらず記載していただきたい項目。
 (1-1・2・7・10、2-1～6・12、7-1・2の13項目)

第1群

身体機能・起居動作

- 1 【参照先】 ・認定調査員テキスト：P.30～68
 ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.1～2）

- 2 【ポイント】
- 
- ① 1-1～13（1-11：つめ切りは除く。）の項目については、調査当日の状況と日頃の状況が異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）でより頻回な状況を選択。また、その日頃の状況等について、具体的に記載する
- なお、1-11：つめ切りは、一定期間（調査日より概ね過去1か月）でより頻回な状況を選択
- ② 1-10：洗身、1-11：つめ切りは、評価軸が「介助の方法」である。そのため、認定審査会において介護量を適切に判断できるよう、具体的な介助の方法や介護の時間を特記事項に記載する必要がある。何を介助されていて何を自分でできるかを明確に記載する
- ③ 1-1：麻痺等の有無、1-2：拘縮の有無、1-10：洗身、1-11：つめ切り以外の項目は、評価軸が「能力」である。身体機能・起居動作に関しては、特に対象者により各項目における能力は千差万別である。そのため、各定義に当てはめ、各選択肢を選択した上で、対象者特有の状況を出来るだけ簡潔に特記事項に記載する

3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

1-1 麻痺等の有無（有無） ★必須

定義・ポイント	<p>神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況という。対象者自身が持ち上げ、静止・保持できるかどうかで選択（詳細：テキスト P.31）</p> <p>※確認方法・選択基準の詳細はテキスト P33～35 参照</p> <p>確認した姿勢及び試行の有無を記載（例：車いすに座位にて確認動作を実施・端座位で確認動作を実施・仰臥位で確認動作を実施・体調不良により試行は行わず聞き取りにて確認等）</p> <p>1-2:拘縮の有無と連動性が高いため、特記事項に合わせて記載することも可</p> <p>※ただし、自力と他動の違いを明確にし、どの程度できたかを具体的な数値を記載</p> <p>拘縮により可動域に制限がある場合でも、可動域内を自力で動作ができるか確認</p> <p>※自力で挙げた高さ＝他動で確認できた高さ ⇒ 麻痺なし 自力で挙げた高さ<他動で確認できた高さ ⇒ 麻痺あり</p> <p>ただし、著しい可動域制限があり、目的とする確認動作が行えない場合は、麻痺・拘縮ともあり</p> <p>両上肢・両下肢以外に麻痺等がある場合、具体的な部位と状況を記載</p> <p>四肢の欠損が見られる場合、「1-1:麻痺等の有無」・「1-2:拘縮の有無」の両方とも、「その他」を選択</p> <p>冷感・しびれ等の感覚障害は含まない</p> <p>意識障害等で、自分の意思で四肢を十分に動かせないために目的とする確認動作が行えない場合も含む</p>
---------	---

	実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね 1 週間）の状況において、より頻回な状況で選択
--	---

1-2 拘縮の有無（有無） ★必須

定義・ポイント	対象者が可能な限り力を抜いた状態で他動的に四肢の関節を動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。他動的に規定の動作ができるかどうかで選択（詳細：テキスト P.36）	
	※確認方法・選択基準の詳細はテキスト P38～40 参照	
	肩関節は、前方あるいは横方向のいずれかに可動域制限があれば選択	
	股関節は、90 度程度の屈曲または外転 25 cm 程度のいずれかに可動域制限があれば選択	
	※片足みの外転によって 25 cm 程度確保された場合は、「制限なし」を選択。ただし、もう一方の足の外転に制限がある場合、その旨を特記事項に記載	
	膝関節は、伸展もしくは屈曲のいずれかに可動域制限があれば選択	
	肩関節・股関節・膝関節以外に拘縮や可動域制限がある場合、具体的な部位と状況を記載し、「その他」を選択	
	四肢の欠損が見られる場合、「1-1:麻痺等の有無」・「1-2:拘縮の有無」の両方とも、「その他」を選択	
	項目の定義する範囲以外で日常生活上での支障がある場合は、特記事項に記載	
	円背があり、仰臥位又は寝返りができない場合は、「その他」を選択	
実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね 1 週間）の状況において、より頻回な状況で選択		
記載例 ※1-1:麻痺等の有無 と合わせた記載例	ない	<p>① 椅子に座った状態で確認。両上下肢とも規定とする挙上保持ができた 【選択項目⇒1-1：ない 1-2：ない】</p> <p>② ベッドの端に座って実施。両上下肢とも規定とする確認動作はできた。手指に振戦があり、緻密な作業は行いづらいとのこと（特記のみ） 【選択項目⇒1-1：ない 1-2：ない】</p> <p>③ 仰臥位で確認した。加齢による筋力低下はあるが、両下肢は問題なく挙上保持できた。両上肢も何とか規定とする動作ができたが、肩の高さ以上には自他ともに上げられない 【選択項目⇒1-1：ない 1-2：ない】</p>
	左上肢・右上肢 ・（肩関節）	<p>① 椅子に座位にて確認。両下肢は規定とする確認動作ができた。左上肢は自力で前方水平まで挙上できたが、横方向には自力で 1/3 程度の挙上しかできず、他動でも 2/3 までしか上げることができない。右上肢は自他ともに 1/2 程度までしか上げられない 【選択項目⇒1-1：左上肢 1-2：肩関節】</p> <p>② 調査時、体調が悪く実施できず。◎に日頃の様子の聞き取りを行う。自他ともに両上肢とも全く動かすことができない。両下肢は痺れがあるとのことだが、何とか自他ともに規定とする確認動作ができた 【選択項目⇒1-1：左上肢・右上肢 1-2：肩関節】</p> <p>③ 座位で確認。左上肢は自力で 1/2 程度の挙上。右上肢は自力で規定とする高さの 1/2 までしか挙上できず。他動でも左上肢は規定の高さまで</p>

		<p>わずかに届かず、右上肢は 2/3 程度であった。両下肢は規定する挙上保持ができた。円背はあるが、寝返りを行うことができるため特記のみとする</p> <p>【選択項目⇒1-1：左上肢・右上肢 1-2：肩関節】</p>
左下肢・右下肢 ・(膝関節)	<p>① 仰臥位にて実施。両上肢は規定とする挙上保持ができたが、両下肢は自力で 1/3 程度しか挙げられず、他動でも 2/3 ほどしかできない。また、握力がとても弱く握りづらいと言うが、お箸やスプーンは何とか持つことができるため、特記のみとする。</p> <p>【選択項目⇒1-1：左下肢・右下肢 1-2：膝関節】</p> <p>② 座位にて実施。両上肢は規定する確認動作ができた。左下肢は自力では少ししか挙げられない。右下肢は自力で 1/2 程度挙上できた。他動では左下肢は自力で挙げられたところまでしか上がらない。右下肢はわずかに規定とする高さまで上がらなかった。</p> <p>【選択項目⇒1-1：右下肢 1-2：膝関節】</p> <p>③ 座位にて動作確認を行う。両上肢自他ともに可。左下肢は、自力で規定とする高さまでわずかに不足。右下肢は自力では規定とする高さまで挙げることができたが、保持はできなかった。他動では両下肢とも可。なお、腰や下肢にしびれがあり、動作緩慢であった（特記のみ）</p> <p>【選択項目⇒1-1：左下肢・右下肢 1-2：ない】</p>	
両上下肢・ (股関節)	<p>① 仰臥位にて実施。重度の寝たきりのため、両上下肢とも動かすことができない。他動でも両上肢 1/2 程度、両下肢 1/3 ほどしか上げられない。股関節にも可動域制限があり、他動でも 60° 程度しか屈曲できない</p> <p>【選択項目⇒1-1：左上肢・右上肢・左下肢・右下肢 1-2：肩関節・股関節・膝関節】</p> <p>② ベッドで端座位にて実施。左上肢：前方は肩の高さまで挙上可であるが、横方向には 1/4 しか挙げられなかった。右上肢：前横方向ともに肩の高さまで挙上できるが、静止保持はできなかった。他動では両上肢とも可。両下肢は、自力では 1/2 程度しか挙げられない。他動では可。股関節：左下肢は外転できず、右下肢も 20 cm 程度しか開くことができない</p> <p>【選択項目⇒1-1：左上肢・右上肢・左下肢・右下肢 1-2：股関節】</p> <p>③ 仰臥位にて実施。意識障害があるため自らの意思で両上下肢を動かすことができない。他動でも両上肢はわずかしか上げることができず。両下肢は半分程度上げることができる。また、股関節が 40 度程度しか屈曲できず、外転もわずかしか開くことができない</p> <p>【選択項目⇒1-1：左上肢・右上肢・左下肢・右下肢 1-2：肩関節・股関節・膝関節】</p>	
その他 (四肢の欠損)	<p>① 座位にて確認動作実施。両上下肢とも規定とする挙上保持ができた。他動でも可。円背がひどく 90 度近く曲がっており、寝返りもできない。1-2「その他」を選択</p> <p>【選択項目⇒1-1：ない 1-2：その他】</p>	

	<p>② 座位で確認。両上下肢ともに規定とする挙上保持ができる。右手人差し指の第1関節まで欠損のため、麻痺・拘縮ともに「その他」選択 【選択項目⇒1-1：その他 1-2：その他】</p> <p>③ 端座位にて確認。両上下肢は規定の動作可。両手の変形がひどく、両手とも握ることができず、箸を持つこともできない。他動では握ることができる 【選択項目⇒1-1：その他 1-2：ない】</p> <p>④ ベッド上仰臥位にて確認。重度の寝たきり状態で、自動では両上肢は点滴時にわずかに動かす程度で肩までの挙上不可。両下肢は全く不可。他動では、両上肢：肩までの挙上1/5程度で不可。股関節：25cmの外転不可。屈曲もわずかしかできず。両下肢：90°までの屈曲わずかに不可。伸展は可。両手指：握られた状態で自他ともに開くことができない 【選択項目⇒1-1：左上肢・右上肢・左下肢・右下肢・その他 1-2：肩関節・股関節・膝関節・その他】</p>
よくある間違い	<p>① 確認した姿勢を記載されていますか？ ⇒座位か仰臥位なのか不明のため、規定とする確認動作ができたかどうか不明瞭</p> <p>② 「ない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載</p> <p>③ 麻痺等の有無があった場合、他動でどうだったか記載されていますか？ ⇒他動で確認動作ができたかどうか不明なため、拘縮の有無について不明瞭</p> <p>④ 「麻痺等の有無」及び「拘縮の有無」とともにどの程度できたか明確に記載されていますか？ ⇒<u>大体の制限の程度</u>がわかる数値等がなく、選択項目の整合性が不明瞭 (例：規定位の1/2・1/3、規定の30°・60°等)</p>
最終確認	<p>① 自力でできた箇所・程度及び他動でできた箇所・程度が明確に記載されていますか？</p> <p>② 「その他(四肢の欠損)」を選択した場合、該当箇所及びその根拠が記載されていますか？</p>

1-3 寝返り(能力)

定義・ポイント	<p>きちんと横向きにならなくても、横たわったまま<u>左右のどちらかに</u>身体の向きを変え、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、サイドレールなど何かにつかまればできるかどうかの能力で選択(詳細：テキストP.41)</p>
	<p>側臥位から腹臥位や、きちんと横向きにならなくても横たわったまま<u>左右どちらか</u>(片方だけでよい)に向きを変えられる場合は、「つかまらないでできる」で選択</p>
	<p>一度起き上がってからでない、体の方向を変えることができない場合は、「できない」を選択</p>
	<p>自分の体の一部(膝の裏や寝巻きなど)を掴んで寝返りを行う場合(掴まないときできない場合)は、「何かにつかまればできる」を選択</p>
	<p>実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間(概ね1週間)の状況において、より頻回な状況で選択</p>
	<p>手や肘でしっかり加重してできる場合は、「つかまらないでできる」を選択 ※何かにつかまないと寝返りできない場合は、「何かにつかまればできる」を選択</p>

記載例	つかまらないでできる	<ul style="list-style-type: none"> ① 手で布団を押し付けて横を向くことができる ② 時間をかけてゆっくりではあるが、何もつかまらずに寝返りできる ③ 右側にはつかまらないでできるが、左側にはつかまらなとできない
	何かにつかまればできる	<ul style="list-style-type: none"> ① ベッド柵につかまりながら何とか寝返りができる ② 布団の縁をつかんで寝返り可能。日頃も同様 ③ 調査時はベッド柵につかまれば自力で寝返りができた。日頃、週1回程度であるが、めまいがひどい時には◎が体位変換している。より頻回な状況で、「何かにつかまればできる」を選択
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① 自ら寝返ることはできないため、◎が定期的に体位変換する ② 円背のため側臥位で寝ている。向きを変える時は一度肘をついて起き上がり、向きを変えとのこと。日頃も同様 ③ 調査当日は体調不良のため、実際には実施せず。日頃の状況では、何かにつかまっても寝返りはできず、◎が定期的に体位変換をしているとのことのため、「できない」を選択
よくある間違い	<ul style="list-style-type: none"> ① 手や肘でしっかりと加重して寝返りを行うことができる場合に、「何かにつかまればできる」を選択 ⇒「1-4 起き上がり」とは違い、何もつかまらずに自身の加重のみで寝返りができた場合は、「つかまらないでできる」を選択 ② 調査時の状況と日頃の状況が違う場合、概ね過去1週間のより頻回な状況をその頻度と各具体的内容を記載されていますか？ ⇒頻回な状況及びその具体的内容が不明瞭で、チェックの整合性がとれない。調査時の状況と聞き取った日頃の状況を具体的に記載し、各項目を選択した根拠を明確に記載 	
最終確認	各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、対象者の特筆すべき事項を合わせて記載していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）	

1-4 起き上がり（能力）

定義・ポイント	身体にふとんをかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力で選択（詳細：テキスト P.43）	
	体を支える目的で手や肘でふとんに <u>しっかりと加重して</u> 起き上がる場合（加重しないと起き上がれない場合）は「何かにつかまればできる」を選択 ※習慣的に軽く手をつく状態は含まないことに注意	
	常時、ギャッジアップした状態にある場合は、その状態から評価（角度は問わない）	
	実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね1週間）の状況において、より頻回な状況で選択	
	何かにつかまれば自力で起き上がれる場合は、「何かにつかまればできる」を選択 ※自分の体の一部を支えにしてできる場合（支えにしないとできない場合）も含む	
	起き上がりに介助が必要な場合は、「できない」を選択 ※途中まで自分でできて最後の部分で介助が必要である場合も含む	
	記載例	つかまらないで

	できる	<ul style="list-style-type: none"> ② かなり時間はかかるが、何とか自力で行うことができる ③ 足を振り下ろす反動を利用して、つかまらずにできた。日頃も同様
	何かにつかまれば できる	<ul style="list-style-type: none"> ① ベッド柵につかまれば起き上がりは何とか可能。 ② 腰痛がひどく仰向けのままではできないため、一旦うつ伏せになってから両手をつき、しっかりと加重して起き上がる ③ 足をベッドから下ろし、ベッド柵につかまれば、自分で起き上がる ことができる
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① 終日ベッドで寝たきりの状態で、起き上がりはできない。起き上がる時は、◎が2人がかりで起こしている ② 介護ベッドのギャッジアップ機能を使用しないとできない ③ 調査時はベッド柵につかまり何とか起き上がることはできたが、日頃はめまいや倦怠感から自分では起き上がることができないことの方が多 いとのこと。「できない」を選択
よくある間違い	<p>調査時の状況と日頃の状況が違う場合、概ね過去1週間のより頻回な状況をその頻度と各具体的内容を記載されていますか？</p> <p>⇒頻回な状況及びその具体的内容が不明瞭で、チェックの整合性がとれない。調査時の状況と聞き取った日頃の状況を具体的に記載し、各項目を選択した根拠を明確に記載</p>	
最終確認	<p>各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、対象者の特筆すべき事項を合わせて記載していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）</p>	

1-5 座位保持（能力）

定義・ポイント	背もたれがない状態での <u>座位の状態</u> を10分間程度保持できるかどうかの能力で選択 (詳細：テキスト P.45)	
	寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない（座り方は問わない）	
	電動ベッドや車いす等の背もたれを支えとして座位保持ができる場合、「支えてもらえればできる」を選択	
	ビーズクッション等で支えていないと座位が保持できない場合は「支えてもらえればできる」を選択	
	いすに座る機会がない場合は、畳上の座位や、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時の座位の状態を選択	
	大腿部（膝の上）に手で支えてしっかりと加重して座位保持をしている場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合（加重しないと座位保持できない場合）、「自分の手で支えればできる」を選択	
	実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね1週間）の状況において、より頻回な状況で選択	
記載例	できる	<ul style="list-style-type: none"> ① 10分程度であれば何も支えがなくても座位を保つことができる ② 日頃、食事などの時は車椅子の背もたれがなくても座位保持ができる ③ 体調が悪い時は座位が保てないが、ここ1週間は比較的、体調も良く、何もなく座位保持ができたとのこと。頻回な状況で「できる」を選択
	自分の手で 支えればできる	<ul style="list-style-type: none"> ① 両手を座面について支えれば座位保持できる ② 椅子の肘当てをつかんで座位保持可能。10分を超える場合は、背もた

		<p>れが必要とのこと</p> <p>③ 調査時は腰痛がひどく実施できず。日頃は、ベッド柵にしっかりつかまれば座位保持可能とのこと。日頃の様子で「自分の手で支えればできる」を選択</p>
	支えてもらえればできる	<p>① 背もたれにもたれれば座位保持できる</p> <p>② ギャッジアップしたベッドにもたれれば座位を保つことができる</p> <p>③ ◎が支えていないと座位保持ができない。日頃も同様</p>
	できない	<p>① 常時寝たきりの状態で座位はとっていない。</p> <p>② 背もたれがあっても10分ともたず、途中で臥床する</p> <p>③ 起立性低血圧のため、医師から座位になることを禁止されているため、「できない」を選択</p>
よくある間違い	<p>調査時の状況と日頃の状況が違う場合、概ね過去1週間のより頻回な状況をその頻度と各具体的内容を記載されていますか？</p> <p>⇒頻回な状況及びその具体的内容が不明瞭で、チェックの整合性がとれない。調査時の状況と聞き取った日頃の状況を具体的に記載し、各項目を選択した根拠を明確に記載</p>	
最終確認	<p>各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、対象者の特筆すべき事項を合わせて記載していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）</p>	

1-6 両足での立位保持（能力）

定義・ポイント	立ち上がった後に、平らな床の上で立位を10秒間程度保持できるかどうかの能力で選択（詳細：テキストP.48）	
	立ち上がるまでの行為は含まない	
	自分の体の一部を支えにして立位保持する場合や体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重して立位保持する場合（加重しないと立位保持できない場合）は、「何かにつかまればできる」を選択	
	片足欠損で義足不使用・片足が拘縮している場合は、片足での立位保持の状況で評価	
	実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね1週間）の状況において、より頻回な状況で選択	
	介護者によって常に支えなければできない場合は、「できない」を選択	
記載例	支えなしでできる	<p>① 10秒程度であれば支えなしで立位可能</p> <p>② 何もつかまらずに10秒間程度であれば立位保持可。それ以上になるとふらつくため、テーブル等の支えが必要</p>
	何か支えがあればできる	<p>① 椅子の背もたれに両手でしっかりとつかまれば立位保持ができた</p> <p>② 円背がひどく、自分の両膝をつかまないと立位保持できない</p> <p>③ 立ち上がりは介助が必要だが、いったん立ってしまえば杖を支えに立位保持できる。日頃も同様</p>
	できない	<p>① ◎の手で常に支えれば立位保持できるとのこと。「できない」を選択</p> <p>② 常時寝たきりの状態で、立位はとれない</p> <p>③ 何かにつかまっても10秒は介護者が支えないと保持できない</p> <p>④ 手すりにつかまり数秒程度なら立位保持ができるが、それ以上は膝折</p>

		れし、保持できないため、「できない」を選択
よくある間違い	「1-6 両足での立位保持」から「1-9 片足での立位」までそれぞれできることが違う場合に、チェック誤りがある ⇒各項目について、特記すべき事項を記載し、チェックとの整合性を確認	
最終確認	各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、対象者の特筆すべき事項を合わせて記載していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）	

1-7 歩行（能力）

★必須

定義・ポイント	立った状態から継続して（立ち止まらず、座り込まずに）5 m程度歩くことができるかどうかの能力で選択（詳細：テキスト P.50）	
	5 mの途中で立ち止まるなど連続して歩行できない場合、「できない」を選択	
	リハビリの歩行訓練時は、5 m程度歩行できていても日頃の状況ではないと考え、選択基準には含めない	
	杖や歩行器等を使用する場合や介護者が支えれば歩行できる場合、「何かにつかまればできる」を選択	
	視力障害があり、身体を支える目的ではなく方向を確認する目的で杖を用いている場合、「つかまらないうでできる」を選択	
	膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合（つかまらないうで歩行できない場合）は、「何かにつかまればできる」を選択	
	実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね 1 週間）の状況において、より頻回な状況で選択	
記載例	つかまらないうでできる	<ul style="list-style-type: none"> ① 5 m程度であれば何もつかまらずに歩行可。外出先では杖を使用 ② 習慣的に手すりにつかまり歩行するが、つかまらないうでもできる。日頃も同様 ③ 視力障害のため、場所の確認で手すり等につかまりながら歩くが、歩行自体は安定している ④ 何とか 5 m程度であれば自力で歩行できる。かなり不安定。1 0 m程度となれば一旦休憩しなければ歩行できない。外出先では歩行器使用
	何かにつかまればできる	<ul style="list-style-type: none"> ① 杖を使用して 5 m歩行できるが、かなり不安定なため◎が見守りしている。外出先では歩行器を使用。長距離歩行はできない ② かなりの円背のため、腰が曲がっており両膝に手を当てて歩行する。膝から手を離すとバランスを崩し、転倒の危険がある ③ ◎が手引きして支えてあれば、5 m歩行可能。日頃も同様 ④ 調査の際は不安定ながら何とか自力で歩けたが、普段はバランスを崩しやすく転倒するため、杖をついて歩いている。日頃の状況より「何かにつかまればできる」を選択
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① 下肢筋力の低下があり、移動は常に車椅子を使用 ② 常時寝たきりの状態で、歩行はできない ③ 入院中で日頃は歩行することはない。リハビリの歩行訓練で 5 m歩くのみ ④ 普段は這って移動する。つかまったり支えてもらったりしても立って

		<p>歩くことはできない</p> <p>⑤ 息苦しさもあり、5 m連続して歩けない。日頃も2・3 m程度で休みながら歩いているとのこと</p>
よくある間違い	<p>① 「つかまらないでできる」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載</p> <p>② 調査時の状況と日頃の状況が違う場合、概ね過去1週間のより頻回な状況をその頻度と各具体的内容を記載されていますか？ ⇒頻回な状況及びその具体的内容が不明瞭で、チェックの整合性がとれない。調査時の状況と聞き取った日頃の状況を具体的に記載し、各項目を選択した根拠を明確に記載</p>	
最終確認	各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、 <u>対象者の特筆すべき事項を合わせて記載</u> していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）	

1-8 立ち上がり（能力）

定義・ポイント	<p>膝がほぼ直角に屈曲している状態からの立ち上がりができるかどうかで選択（詳細：テキスト P.53）</p> <p>※<u>いすやベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる行為を行う際に（床からの立ち上がりは含まない）、ベッド柵や手すり、壁等につかまらずに立ち上がるかどうかの能力</u></p> <p><u>自分の体の一部を支える場合や体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等に加重して立ち上がる場合は、「何かにつかまればできる」を選択</u></p> <p>※<u>習慣的にテーブルや椅子の肘掛等に手をつく程度は含まないことに注意</u></p> <p>試行できなかった場合は、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時など他の生活の様子で評価</p> <p>実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね1週間）の状況において、より頻回な状況で選択</p> <p>介護者によって支えられないとできない、手で引き上げる場合などは、「できない」を選択</p>	
記載例	つかまらずにできる	<p>① 動作は緩慢であるが、自力で何とかできる</p> <p>② 壁に手をつけて立ち上がるが、習慣的に手をつく程度で加重する状態ではない</p>
	何かにつかまればできる	<p>① ベッド柵につかまれば、自力で立ち上がることができる</p> <p>② 円背のため、両膝に手を置き腕に加重して、かなり時間がかかったが何とか立ち上がることができた</p> <p>③ 調査時はできなかったが、日頃はテーブル等にしっかり手をつけば立ち上がることができると聞きとったため、「何かにつかまればできる」を選択</p>
	できない	<p>① ◎が手をもち引き上げないと立ち上がることができない</p> <p>② 常時寝たきりのため、動作確認はできなかった。日頃◎が抱えて立ち上がらせていると聞きとったため、「できない」を選択</p>
よくある間違い	<p>「1-6 両足での立位保持」から「1-9 片足での立位」までそれぞれできることが違う場合に、チェック誤りがある</p> <p>⇒各項目について、特記すべき事項を記載し、チェックとの整合性を確認</p>	

最終確認	各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、対象者の特筆すべき事項を合わせて記載していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）
------	--

1-9 片足での立位（能力）

定義・ポイント	立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわらず、平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持する（平衡を保てる）ことができるかどうかで選択（詳細：テキスト P.55）	
	左右いずれかの片足を上げた状態のまま 1 秒間程度保持できるかどうかで評価	
	試行できなかった場合は、玄関や階段の昇降など他の生活の様子で評価	
	実際に行ってもらった状況と日頃の様子を聞き取った状況とが異なる場合、一定期間（概ね 1 週間）の状況において、より頻回な状況で選択	
	介護者によって支えられないとできない場合は、「できない」を選択	
記載例	支えなしでできる	① 何もつかまらずに左右とも片足を上げることができる ② 右足は麻痺によりできないが、左足で加重してつかまらずに片足での立位保持ができる
	何か支えがあればできる	① 手すりにつかまって片足を上げることができたが、かなり不安定 ② 杖や歩行器につかまれば片足での立位保持可能 ③ すり足で不安定なため段差をまたぐ時など、手すりを持つことができる
	できない	① 何かにつかまり立っているのが精一杯で、自分では片足での立位はできない。普段も段差があるところは◎が支えている ② 常時寝たきりの状態で、片足での立位はとれない
よくある間違い	「1-6 両足での立位保持」から「1-9 片足での立位」までそれぞれできることが違う場合に、チェック誤りがある ⇒各項目について、特記すべき事項を記載し、チェックとの整合性を確認	
最終確認	各選択項目と特記事項記載内容の整合性ととも、対象者の特筆すべき事項を合わせて記載していますか？（例：かなり不安定・何とかできた・動作緩慢・調子が悪い時は・・・など）	

1-10 洗身（介助の方法） ★必須

定義・ポイント	浴室内（洗い場・浴槽内）で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗う行為で 1 週間以内の頻度で選択（詳細：テキスト P.57）
	入浴や洗髪行為は含まない
	清拭のみの場合は、本人か介護者が行っているに関わらず、「行っていない」を選択
	石鹸等がついていなくても、あくまで体を洗う行為そのもので選択。石鹸等を付ける行為そのものに介助があるかではなく、身体の各所を洗う行為で評価
	見守りが行われている場合は、「一部介助」を選択。 ※ここでいう見守りとは、洗身に対する見守りであり、転倒防止等による見守りではない。ただし、浴室内で常時傍らにいて、転倒防止も含め洗身等も見守っている場合は、「一部介助」

記載例	介助されていない	① 週●回、自宅で入浴しており、洗身も自身で行っている ② 1人で入浴し洗身も行っている。浴槽に入る時は転倒防止のため、◎が見守っている。
	一部介助	① 週●回、デイサービスで入浴。手の届く範囲は自分で洗うが、背中や足先等は◎が洗う ② 洗身は自身で行えているが、転倒の危険があるため、洗身行為も含めて◎が常時見守っている ③ 週●回、自宅で入浴。自身で洗っているが、独居で腰痛もあり、ここ何年も背中等は洗えていない。適切な介助として「一部介助」を選択
	全介助	① 施設入所中で、全て◎が洗っている ② 本人は手の届く範囲は洗うが、不十分なため、本人が洗った所も含めて◎が全て洗い直している
	行っていない	① ここ●週間、洗身は行っておらず、◎が清拭のみ行っている ② 医師から入浴の許可が出ていないため、◎が清拭のみ実施 ③ 寝たきり状態で入浴もしていない。●日前、◎が身体を拭いたのみ
よくある間違い	① 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載 ② 見守り行為というだけで、「一部介助」を選択 ⇒ここでの見守りとは、洗身に対する見守りであることに注意し、必ずそのことを記載 ③ 「入浴をしている」との記載だけで、洗身に対する記載がない ⇒入浴ではなく、洗身に対する介助がされているかを記載	
最終確認	※「一部介助」「全介助」「行っていない」を選択した場合、選択根拠が記載されていますか？ ※より頻回な状況で選択する場合、その各回数及び介助の方法を記載されていますか？	

1-11 つめ切り（介助の方法）

定義・ポイント	「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む「つめ切り」の一連の行為で1か月以内の頻度で選択（詳細：テキスト P.60）	
	四肢の全指を切断している等、つめがない場合、四肢の清拭等の状況で代替して評価	
	つめ切りに見守りや確認が行われている場合は、「一部介助」を選択	
記載例	介助されていない	① 自身で手足ともに切れる ② 手足とも自分で切れるが、足の爪は切りづらくかなりの時間を要する
	一部介助	① 手の爪は自分で切れるが、足は手が届かないので、◎に切ってもら ② 何とか手足とも自分で切るが、つめ切りの準備と切ったつめを捨てるのは◎がしている
	全介助	① 手足ともデイサービスで職員に切ってもらっている ② 握力が弱く自分で切ることができない。◎が手足ともに切っている
よくある間違い	① 自分で手足ともに切ることはできるが、特定の部位は切ってもらっている場合 ⇒本人の身体状況等により、手足の一部でも切ってもらっている場合、「一部介助」を選択	

	② 本人につめを切る習慣がなく、日常生活に支障があるほど、つめが伸びている場合 ⇒適切な介助として、「一部介助」又は「全介助」を選択
最終確認	※「一部介助」「全介助」の場合、どのような介助が行われているか記載されていますか？ ※「介助されていない」の場合でも、チェック以外の特筆すべき事項を記載されていますか？

1-12 視力（能力）

定義・ポイント	見えるかどうかで選択（詳細：テキスト P.63）	
	認定調査員が実際に視力確認表の図を正面で見せて評価	
	眼鏡等を使用している場合は、使用している状況で評価	
	見たものについての理解等の知的能力を問わない	
	会話のみでなく、手話、筆談等や調査対象者の身振りに基づいて評価	
	実際に行ってもらった状況と聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況で選択	
記載例	普通	① 日常生活に支障なし ② 眼鏡を使用すれば、小さい字も見える
	約1m離れた視力確認表の図が見える	① 小さな文字は見えないが、1m離れた視力確認表は見えた。日頃と同じ ② 緑内障で視野の右半分が見えず、生活に支障があるが、1m離れた視力確認表は見えていた
	目の前に置いた視力確認表の図が見える	① 1m離れた視力確認表も見えなかったが、目の前に置けば見える ② 視力確認表では確認できなかったが、日頃、目の前に物を置くと見えていると聞きとったため選択
	ほとんど見えない	① 目の前の視力確認表も見えない。明暗程度しかわからないとのこと。 ② 視力障害があり、目の前の視力確認表も見えていなかったため選択
	見えているのか判断不能	① 重度の認知症で質問に反応がなく、見えているのか判断できない ② 意思疎通ができず常時寝たきりの状態で、確認できない。追視もない
よくある間違い	視力確認表がどの距離で見えていたかが不明瞭 ⇒「1m離れた・・・」、「目の前で・・・」なのかを必ず記載	
最終確認	※「普通」なのか「約1m離れた視力確認表の図が見える」なのか「目の前に置いた視力確認表の図が見える」なのか明確に記載されていますか？ ①「普通」⇒ 日常生活において支障がなく、普通に小さな字も見える場合 ②「約1m離れた・・・」⇒ 眼鏡等を使用しても小さな字は見えないが、約1m程度離れた視力確認表は見えた ③「目の前に置いた・・・」⇒ 視力確認表を目の前に置くと見えた	


1-13 聴力 (能力)

定義・ポイント	聞こえるかどうかで選択 (詳細: テキスト P.67)	
	認定調査員が実際に確認して評価	
	日常的に補聴器等を使用している場合は、使用している状況で評価	
	内容を理解しているかどうか等の知的能力は問わない	
	実際に行ってもらった状況と聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、一定期間 (調査日より概ね過去1週間) の状況において、より頻回な状況で選択	
記載例	普通	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活に支障なし ② 補聴器を使用すれば、普通の声で聞きとれる
	普通の声がやっと聞こえる	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査時も聞き間違えがあり、日頃もよくあるとのことで、「やっと聞こえる」を選択 ② 右耳は聞こえないが、左耳で大きな声であれば聞こえるため、「やっと聞こえる」を選択
	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	<ul style="list-style-type: none"> ① 耳元で大きな声で話さないと聞こえない ② 意思疎通はできないが、近くで大きな物音を立てるとビクッと反応したことから、「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」を選択
	ほとんど聞こえない	<ul style="list-style-type: none"> ① 補聴器を使用してもほとんど聞き取れず、筆談での対応が必要とのこと。「ほとんど聞こえない」を選択 ② かなりの難聴のため、耳元でかなり大きな声でも聞こえていない
	聞こえているのか判断不能	<ul style="list-style-type: none"> ① 意識障害があり、呼びかけにも反応がなく、聞こえているか判断不能 ② 意思疎通ができず常時寝たきりの状態で、確認できない
よくある間違い	<ul style="list-style-type: none"> ① 普段のテレビの音量が大きい等の理由のみで、「普通の声がやっと聞こえる」を選択 ⇒実際に調査員が確認して評価 ② 調査時の聞き直しのみで、「普通の声がやっと聞こえる」を選択 ⇒聞き直しがあった場合は、日頃の状況 (概ね過去1週間) も確認の上、選択 	
最終確認	<p>※「普通」なのか「普通の声がやっと聞こえる」なのか明確に記載されていますか?</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「普通」⇒ 日常生活において支障がなく、普通に聞き取れる場合 ②「普通の声がやっと聞こえる」⇒ 普通の声では聞き取りにくく、聞き間違えや聞き返しがある場合 	

第2群

生活機能

- 1 【参照先】 ・認定調査員テキスト：P.69～99
 ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.2 下段～P.3）

- 2 【ポイント】
- 
- ① 2-3：えん下、2-12：外出頻度以外の項目は、評価軸が「介助の方法」である。そのため、認定審査会において介護量を適切に判断できるよう、**具体的な介助の方法や介護の手間を特記事項に記載**する必要がある。何を介助されていて何を自分でできるかを明確に記載する
- ② 項目ごとに一連動作の定義やその行為自体が発生しない場合の選択方法等に違いがあるため、評価に注意する

3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

2-1 移乗（介助の方法） ★必須

定義・ポイント	でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること。清拭、じょくそう予防等を目的とした体位交換、シーツ交換の際に、でん部を動かす行為も移乗に含む（詳細：テキスト P.70）	
	「見守り等」は、 常時の付き添い の必要がある見守りや、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等であるため、「見守り等」を選択する場合、これらを含む内容を記載	
記載例	介助されていない	① 動作緩慢だが自己にて可 ② 定義の移乗行為はない。自己で便座等に座ることができるため「介助されていない」を選択
	見守り等	① 移乗の際、毎日、転倒があり不適切な状況。適切な介助で「見守り等」を選択 ② 毎回◎が車いすをお尻の下にさし入れる介助をしている
	一部介助	◎が体を支えて車いすへ移乗介助している。足のつっぱりあり
	全介助	① ◎が体を抱えて車いすへ移乗介助している。足のつっぱりなし ② 2, 3人で抱えてストレッチャーに移っている
よくある間違い	<p>① 定義の移乗機会がないため、「介助されていない」を選択 ⇒定義の移乗行為がない対象者は、移乗行為が発生した場合を想定して適切な介助を選択し、その根拠を特記事項に記載</p> <p>② 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載</p> <p>③ 車いすへ移乗の際に介助されている ⇒「一部介助」「全介助」が不明瞭。介助の方法を詳細に記載必要</p>	
最終確認	<p>※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「見守り等」⇒ 常時の付き添いがある・車いすをお尻の下にさし入れている</p> <p>②「一部介助」⇒ 体を支える・手を添える程度・足のつっぱりあり</p>	

	③「全介助」 ⇒ 体を抱える・運ぶ・足のつっぱりなし
--	----------------------------

2-2 移動（介助の方法） ★必須

定義・ポイント	日常生活（食事や排泄、入浴等）において、必要な場所への移動にあたって、介助が行われているかで選択（詳細：テキスト P.73）	
	移動の手段は問わない	
	外出行為は含まないが、外出する際の移動状況も可能な限り記載	
	転倒の有無・頻度などを記載し、選択項目のみでは現れない対象者の状況を記載	
	車いす等を自走の時と介助の時がある場合は、より頻回な状況で選択	
記載例	介助されていない	① 自宅内移動は自立。屋外は、シルバーカーを使用（特記のみ） ② 車いすを使用し、自走している
	見守り等	① ◎の見守りのもと歩行器をついて、ゆっくりと歩行している ② 一人で歩いているが独居で転倒を繰り返している。適切な介助として見守りを選択
	一部介助	① ◎が手引き介助をすれば、歩行移動できる ② 車いす自走可能だが、方向転換等は毎回◎が押す介助をしている
	全介助	歩行困難。車いすを使用し、自走もできないため◎が押す介助
よくある間違い	<p>① 遠隔的な見守りの場合は、「介助されていない」を選択</p> <p>② 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載</p> <p>③ 自宅内は杖を使用し一人で移動。外出時は◎が手引きしているため、「一部介助」を選択 ⇒日常生活で必要な場所への移動で選択するため、「介助されていない」</p> <p>④ 車いすを自己にて動かせるが、介助にて移動することもある ⇒より頻回な状況で選択するか、途中から介助されている場合は「一部介助」を選択するなど、具体的な介助方法又は頻回な状況から選択項目の根拠を記載</p>	
最終確認	<p>※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「見守り等」⇒ 常時の付き添いがある</p> <p>②「一部介助」⇒ 体を支える・手を添える程度・途中から車いすを押す等</p> <p>③「全介助」⇒ 移動の行為全てに介助</p>	

2-3 えん下（能力） ★必須

定義・ポイント	食物を経口より摂取する際の「えん下」の能力で選択（詳細：テキスト P.76）	
	「見守り等」は見守りが行われている場合のほか、「できる」「できない」のいずれでもない場合も含まれる	
	食事形態やトロミ剤の使用により、飲み込みに支障がなくなった場合は、現在の状況で選択	
記載例	できる	① えん下は問題なくできる ② たまにむせることはあるが、頻回ではないため「できる」を選択
	見守り等	① 食事のたびに毎回むせることがある

		② むせやすく飲み込みにかなり時間がかかり、◎が隣で声かけしている
	できない	① 経鼻経管栄養を行っており、経口摂取は行っていない ② 固形物の摂取はしていない。点滴で栄養を摂っている
よくある間違い	① お茶（水分）を飲む際にむせがあり見守りが行われているため、「見守り等」を選択 ⇒水分摂取ではなく、食物の摂取にて選択。ただし、水分のみの場合はこの限りではない ② 「できる」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載	

2-4 食事摂取（介助の方法） ★必須

定義・ポイント	通常の経口摂取の場合は、 <u>配膳後</u> の食器から口へ入れるまでの行為に介助が行われているから選択（詳細：テキスト P.78）	
	経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含む	
	「見守り等」は 常時の付き添い の必要がある見守りや、行為の「確認」「指示」「声かけ」「 皿の置き換え 」等で選択	
記載例	介助されていない	① 普通食。箸やスプーンで自己摂取している ② 粥、きざみ食。セッティングすれば自己にて摂取可
	見守り等	① 自己摂取可であるが、自宅ではすぐに食べるのを止めてしまう。施設では途中で食べるのを止めた際には、◎が声かけしている。より頻回な状況より「見守り等」を選択 ② ……のため、◎が皿の置き換えを行っている
	一部介助	① 初めは自分で食べるが、途中から◎が食べさせる介助をしている ② ◎が食べ物をスプーンに乗せる介助を行えば自分で摂取できる
	全介助	① 経管栄養実施。◎が1日3回経鼻チューブより流動食を注入している ② 自分では摂取しないため、◎が最初から食べさせている
よくある間違い	① 日頃の状況が異なることが多い項目のため、各々の介助の方法と頻度を記載し、より頻回な状況において選択 ② 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載	
最終確認	※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？ ①「見守り等」⇒ 常時の付き添い・皿の置き換え等 ②「一部介助」⇒ 食卓で 小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等食べやすくするための介助 ③「全介助」⇒ 配膳後の食事摂取全てに介助	

2-5 排尿（介助の方法） ★必須

定義・ポイント	「排尿動作（ズボン上げ下げ、トイレ等への排尿）」「清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ等の排尿後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ等の交換」「 抜去したカテーテルの後始末 」の一連の行為で介助が行われているかどうかで選択（詳細：テキスト P.81）
---------	--

	<p>トイレまでの移動は、「2-2 移動」で評価するが、トイレ等へ誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「見守り等」を選択</p> <p>日々の状況が多岐にわたる選択項目であるが、より頻回な状況や日頃の状況で選択 ※排泄の方法・失敗の有無・昼夜の違いなど1日に何度も発生する行動のため、詳細に記載</p>	
記載例	介助されていない	<p>① トイレにて自立。失禁もなし</p> <p>② 透析を行っており、排尿が全くない</p>
	見守り等	<p>トイレに行くタイミングが自分では分からないため、◎が定期的に声かけ指示を行っている</p>
	一部介助	<p>① ズボンの上げ下ろしは◎が介助。清拭や水洗は自己にて可</p> <p>② ポータブルトイレを使用し一連の行為自立。後始末は◎が行っている</p>
	全介助	<p>① 尿意なく、1日に●回程度◎がオムツ交換をベッド上で行う</p> <p>② バルーンカテーテル留置。◎に管理されており全介助を選択</p>
よくある間違い	<p>① 日頃の状況が異なることが多い項目のため、各々の介助の方法と頻度を記載し、より頻回な状況において選択</p> <p>② 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載</p> <p>③ 「2-5、6」とまとめて記入することは問題ないが、定義における一連の行為で実際に介助されていることと自分でできていることを分かるように記入</p> <p>④ 日中●回（2回以上）、トイレにて排泄。夜間1回、ポータブルトイレを使用。一連の行為は介助なく行うが、ポータブルトイレの後処理は妻が朝に行っているため、「一部介助」を選択 ⇒頻度から日中の方が多いため、日中の状況で判断し、「介助されていない」を選択</p>	
最終確認	<p>※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「見守り等」⇒ 常時の付き添いの必要がある「見守り」「指示」「確認」「声かけ」 認知症高齢者等をトイレへ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」等</p> <p>②「一部介助」⇒ 定義における一連の行為の内、一部介助されている</p> <p>③「全介助」⇒ 定義における一連の行為全て、介助されている</p>	

2-6 排便（介助の方法） ★必須

定義・ポイント	<p>「排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ等への排便）」「清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ等の排便後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」「ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換、後始末」の一連の行為で介助が行われているかどうかで選択 （詳細：テキスト P.84）</p>	
	<p>トイレまでの移動は、「2-2 移動」で評価するが、トイレ等へ誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「見守り等」を選択</p> <p>日々の状況が多岐にわたる選択項目であるが、より頻回な状況や日頃の状況で選択 ※排泄の方法・失敗の有無・昼夜の違いなど1日に何度も発生する行動のため、詳細に記載</p>	
	記載例	<p>介助されていない</p> <p>① トイレにて自立。●～●日に1回排便しており、特に失敗もない</p> <p>② 便秘薬を飲んでおり、たまにパッドを汚すことはあるが、一連行為は自立</p>
	見守り等	<p>一連の行為は一人でできるが、拭き取りの確認・指示が◎によって行われている</p>

	一部介助	① トイレにて自己にて可だが、ズボンが上がりきっていないため毎回◎が手直している ② 間に合わず便器を汚すことが頻回にある。その都度◎が掃除する
	全介助	① トイレで一連の行為全てを介助されている ② ストーマ造設。ストーマの交換等も含め、全て◎により介助されている
よくある間違い	<p>① 日頃の状況が異なることが多い項目のため、各々の介助の方法と頻度を記載し、より頻回な状況において選択択</p> <p>② 「介助されていない」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載</p> <p>③ 「2-5、6」とまとめて記入することは問題ないが、定義における一連の行為で実際に介助されていることと自分でできていることを分かるように記入</p> <p>④ 通常（2日に1回）は介助なしで一連行為を行っている。1週間排便がない場合は、下剤を使用。下剤服用後はポータブルトイレを使用し、ズボンの上げ下げの介助が行われているため、「一部介助」を選択 ⇒頻度から通常（2日に1回）の方が多いため、その状況で判断し、「介助されていない」を選択</p>	
最終確認	<p>※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「見守り等」⇒ 常時の付き添いの必要がある「見守り」「指示」「確認」「声かけ」 認知症高齢者等をトイレへ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」等</p> <p>②「一部介助」⇒ <u>定義における一連の行為の内</u>、一部介助されている</p> <p>③「全介助」⇒ <u>定義における一連の行為全て</u>、介助されている</p>	

2-7 口腔清潔（介助の方法）

定義・ポイント	「歯ブラシやうがい用の水を用意」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等のことで介助が行われているかどうかで選択（詳細：テキスト P.87）	
	介助者が全てやり直す場合は、「全介助」を選択	
	誘導に該当する行為開始の声かけは含まない	
記載例	介助されていない	① 自歯と義歯あり。どちらも自分で洗浄可 ② ◎に開始の促しをされれば、一連の行為は自分で可
	一部介助	① ◎がうがい用の水を手渡せば、自分でうがいはできる ② 義歯の取り外しは本人が行うが、洗浄は◎が介助している ③ 歯ブラシを準備してもらえば、自分で磨くことができる
	全介助	① ◎が一連の行為全てを介助している ② ◎が水を準備し口まで運ぶと自分で吐き出すことのみできる ③ ◎が準備すれば自身で磨くが、ほとんど出来ていないため、本人が磨いた所も全て◎がやり直している
よくある間違い	<p>① 洗面所等への誘導・移動は介助に含まない</p> <p>② 自分で行えるが◎に促されないとしなため「一部介助」を選択 ⇒定義における行為に見守りがなく、開始の声かけのみのため、「介助されていない」を選択</p>	
最終確認	<p>※介助の方法「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「一部介助」⇒ <u>定義における一連の行為の内</u>、一部介助されている</p>	

	見守り等（確認、指示、声かけ）が行われている場合を含む ②「全介助」 ⇒ <u>定義における一連の行為全て</u> 、介助されている
--	---

2-8 洗顔（介助の方法）

定義・ポイント	「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」「タオルで拭く」「衣類の濡れの確認」等のことで介助が行われているかどうかで選択（詳細：テキスト P.89）	
	介助者が全てやり直す場合は、「全介助」を選択	
	誘導に該当する行為開始の声かけは含まない	
記載例	介助されていない	① 毎朝、自己にて行っている ② 入浴後に自分で顔を拭くことができている
	一部介助	① ◎がホットタオルを手渡すと自分で拭くことができる ② 洗顔は自分で可だが、◎により常時の声かけ・指示が行われている
	全介助	① ◎がホットタオルにて、顔を拭いている ② タオルを渡すと自分で拭くが、不十分なため◎が拭きなおしている
よくある間違い	① 洗面所等への誘導・移動は介助に含まない ② 自分で行えるが◎に促されないとしないため「一部介助」を選択 ⇒定義における行為に見守りがなく、開始の声かけのみのため、「介助されていない」を選択	
最終確認	※介助の方法「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？ ①「一部介助」⇒ <u>定義における一連の行為の内</u> 、一部介助されている 見守り等（確認、指示、声かけ）が行われている場合を含む ②「全介助」 ⇒ <u>定義における一連の行為全て</u> 、介助されている	

2-9 整髪（介助の方法）

定義・ポイント	「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等のことで介助が行われているかどうかで選択（詳細：テキスト P.91）	
	介助者が全てやり直す場合は、「全介助」を選択	
	誘導に該当する行為開始の声かけは含まない	
	短髪等で行為そのものがない場合は、頭を拭く行為など代替行為で判断	
記載例	介助されていない	① 毎朝、自己にて行っている ② 頭髪がなく整髪の必要はないが、入浴後に自己にてタオルで拭いている
	一部介助	① ◎がブラシを手渡せば、自分でとかすことはできる ② 自分で整髪するが、手の届かない部分は◎が整えている
	全介助	① ◎がブラシで整えている ② 頭髪がなく整髪は行っていない。入浴後に◎が頭部を拭いている
よくある間違い	① 洗面所等鏡がある場所への誘導・移動は介助に含まない ② 自分で行えるが◎に促されないとしないため「一部介助」を選択 ⇒定義における行為に見守りがなく、開始の声かけのみのため、「介助されていない」を選択	

最終確認	<p>※介助の方法「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「一部介助」⇒ <u>定義における一連の行為の内</u>、一部介助されている 見守り等（確認、指示、声かけ）が行われている場合を含む</p> <p>②「全介助」⇒ <u>定義における一連の行為全て</u>、介助されている</p>
------	---

2-10 上衣の着脱（介助の方法）

定義・ポイント	<p>普段使用している上衣等の着脱のことで介助が行われているかどうかで選択 （詳細：テキスト P.93）</p>	
	<p>衣服の選択、準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない</p>	
	<p>介助者が構えている服に「自ら袖に腕を通す」いわゆる協力動作がある場合は、「一部介助」</p>	
	<p>行為開始の声かけは含まない</p>	
記載例	介助されていない	<p>① 朝に服を準備してもらえれば自分で着脱は可</p> <p>② 自分なりに工夫して、着脱可。ただし、30分以上かかる</p> <p>③ ボタンのかけ外しに介助は必要だが、普段はボタンのない服を着用し、自分で着脱している</p>
	見守り等	<p>着る順番がわからないため、◎が1枚ずつ声かけしながら手渡ししている</p>
	一部介助	<p>① ◎が介助しているが、袖通しの協力動作あり</p> <p>② 自分で着脱するが、◎が背中部分を整える介助をしている</p>
	全介助	<p>◎が一連の行為を行う。<u>協力動作もない</u></p>
よくある間違い	<p>① 手を挙げる動作ができるため「一部介助」を選択 ⇒自ら袖通しの協力動作ができているかどうかで判断</p> <p>② 時候にあった衣服の選択、準備等で「一部介助」を選択 ⇒着脱に至るまでの行為は含まない。あくまで普段使用している上衣の着脱行為にて判断</p>	
最終確認	<p>※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「見守り等」⇒ <u>常時の付き添いの必要がある</u>「見守り」「指示」「確認」「声かけ」</p> <p>②「一部介助」⇒ 介助が行われている場合であって、「見守り等」「全介助」のいずれにも含まれない 介助者が構えている服に<u>自ら袖通しの協力動作がある</u></p> <p>③「全介助」⇒ <u>定義における一連の行為全て</u>、介助されている</p>	

2-11 ズボン等の着脱（介助の方法）

定義・ポイント	<p>普段使用しているズボン、パンツ等の着脱のことで介助が行われているかどうかで選択 （詳細：テキスト P.96）</p>	
	<p>衣服の選択、準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない</p>	
	<p>介助者が構えているズボンに「自ら足を通す」いわゆる協力動作がある場合は、「一部介助」</p>	
	<p>行為開始の声かけは含まない</p>	
記載例	介助されていない	<p>① 自分で可だが、一連の行為に30分以上かかる</p> <p>② 自分なりに工夫して、本人着脱可</p>

		③ ズボンの着脱は可。ただし、靴下は◎が履かせている（特記のみ）
	見守り等	着る順番がわからないため、◎が1枚ずつ声かけしながら手渡ししている
	一部介助	① ◎が介助しているが、裾通しの <u>協力動作あり</u> ② 自分で着脱するが、上げるのが不十分なため◎が手直しの介助をしている
	全介助	① 入浴時に更衣。◎が足先から通し整えるまでの全て介助 ② ◎が声かけしても <u>協力動作なく</u> 、全て介助
よくある間違い	時候にあった衣服の選択、準備等で「一部介助」を選択 ⇒着脱に至るまでの行為は含まない。あくまで普段使用している下衣の着脱行為にて判断	
最終確認	※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？ ①「見守り等」⇒ 常時の付き添いの必要がある 「見守り」「指示」「確認」「声かけ」 ②「一部介助」⇒ 介助が行われている場合であって、「見守り等」「全介助」のいずれにも含まれない 介護者が構えている服に自ら裾通しの <u>協力動作がある</u> ③「全介助」⇒ 定義における一連の行為全て 、介助されている	


2-12 外出頻度（有無） ★必須

定義・ポイント	過去1か月以内に、 <u>1回概ね30分以上</u> 、居住地の <u>敷地外へ</u> 出る頻度で選択 （詳細：テキスト P.99） 外出の目的、同行者の有無、目的地等は問わない 同一施設・敷地内の移動は外出には含まない 入院等により1か月以内に環境が大きく変化した場合は、変化した後の状況で判断	
記載例	週1回以上	① 週●回徒歩で買い物に出かけ、月●回、◎の運転で車にて通院 ② 週●回デイサービス利用のため外出。それ以外の外出はなし
	月1回以上	① 月●回、介護タクシー利用し病院受診 ② 月●回、通院のため外出。体調の良い時に散歩に行くが、1回10分程度
	月1回未満	① 入院中のため外出なし ② 施設入所中。同敷地内の通所介護を利用しており、外出機会はない
よくある間違い	① 回数の明記がない。特記事項に週●回デイ利用と記載している場合でも、必ず「外出頻度」の特記にも同様に週●回デイ利用と記載必要 ② 毎日、散歩に出かけているため、「週1回以上」を選択 ⇒30分以上の外出かどうかで選択するので、特に散歩については時間の記載必要 ③ 「週1回以上」を選択した場合でも、必須項目のため記載されていますか？ ⇒対象者の状態像をイメージしやすくするため、必ず記載	
最終確認	※外出頻度だけでなく、どこに誰とどのように外出しているか記載されていますか？ これらの内容を特記事項に記載することで、より日頃の様子がイメージしやすくなります	

第3群

認知機能

- 1 【参照先】 ・ 認定調査員テキスト：P.100～113
 ・ 認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.4）

- 2 【ポイント】
- 
- ① 3-2～7の項目については、調査当日の状況と日頃の状況が異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）でより頻回な状況を選択。また、その日頃の状況等について、具体的に記載する
- ② 全て問題なく回答できた場合は「3-2～7 各質問全て正答」と記載し、簡単に各内容（回答内容）を追記でも問題ない
- ③ 3-8・9の項目については、頻度を評価する項目のため、「ときどきある」・「ある」を選択する場合は、必ず特記にその頻度を記載する
- ④ 選択に迷った場合は、特記事項に「判断に迷ったが・・・」と記載し、審査会に委ねることも差し支えない

- 3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

3-1 意思の伝達（能力）

定義・ポイント	調査対象者が意思を伝達できるかどうかの能力で選択（詳細：テキスト P.101）	
	意思の伝達の手段は問わない	
	伝達する意思の内容の合理性は問わない	
	自発的に伝達しなくても、問いかけに対して意思を伝えることができる場合は、その状況で評価	
記載例	調査対象者が意思を 他者に伝達できる	① <u>常時、誰にでも</u> 意思の伝達ができる ② 身振りや筆談等で時間がかかるが、常時誰にでもできる
	ときどき伝達 できる	① 日頃は家族等の介護者であればできるが、内容や状況によりできない時がある ② 簡単な質問には答えるが、複雑な内容は理解できず返事も曖昧でできないことが多い ③ 大まかな内容は伝達できるが、詳しい内容は伝達できない
	ほとんど伝達 できない	① 通常は家族等の介護者でもできないが、ある事柄や特定の人であれば稀にできる ② 「痛い」「何か食べたい」等 <u>限定された内容のみ</u> 伝達できる ③ 日頃、ほとんど発語はないが◎が声かけすると頷きや表情の変化等が見られる
	できない	① 話しかけに対して「あー」と言って反応するのみで、伝達できない ② いつも目を閉じており発語もなく、意思伝達ができるか判断できない
	よくある間違い	言いたいことは言えるが認知症があるため、伝達する内容は間違っているため、「できない」を選択 ⇒内容の合理性は問わないため、意思を伝えることができれば「できる」を選択 ⇒何らかの発語はあるが、内容や状況によりできる時とできない時があれば「ときどき伝達できる」を選択
最終確認	※「ときどき伝達できる」「ほとんど伝達できない」の区別が明確に記載されていますか？	

	<p>①「ときどき」⇒ その<u>内容や状況等</u>によってできる時と、できない時がある</p> <p>②「ほとんど」⇒ <u>ある事柄や特定の人</u>に対して、稀にできる</p>
--	--

3-2 毎日の日課を理解（能力）

定義・ポイント	起床、就寝、食事等のおおまかな内容について、理解しているかで選択（詳細：テキスト P.103）	
	厳密な時間、曜日ごとのスケジュール等複雑な内容まで理解している必要はない	
	毎回、介護者が声かけ等をする必要がある場合は、理解しているとはいえない	
記載例	できる	<p>① 1日のおおまかな流れや過ごし方を理解できている</p> <p>② デイの曜日は覚えていないが、朝夕の区別や食事時間等は大体理解している</p>
	できない	<p>① 調査時返答がなく、日頃からも理解できない。◎が食事等の声かけをしている</p> <p>② 「…していた」と正答。普段は理解していないことの方が多いと◎から聞き取り。日頃の状況より「できない」を選択</p> <p>③ 調査時は大まかに答えることができたが、日頃は理解できていないことが多く◎がいつも声かけをしている</p>
よくある間違い	調査時、分からないと答えたため、「できない」を選択 ⇒日頃の状況を聞き取り、聞き取った内容と合わせて判断し、その内容を記載	
最終確認	※調査時の内容と日頃の状況ともに明確に記載されていますか？ ※調査時の内容と日頃の状況で「できる」「できない」を判断していますか？	

3-3 生年月日や年齢を言う（能力）

定義・ポイント	生年月日か年齢の <u>いずれか一方</u> を答えることができるかで選択（詳細：テキスト P.104）	
	実際の生年月日と数日のずれ、年齢の2歳までの誤差であれば、「できる」を選択	
記載例	できる	<p>① 生年月日は正答。なお、年齢は答えられなかった</p> <p>② 生年月日は年月のみ正答。年齢は84歳だが82歳と答えた。「できる」を選択</p>
	できない	<p>① 生年月日・年齢ともに答えられず、日頃も同様に理解はない</p> <p>② 生年月日は答えられず。年齢は84歳だが72歳と回答</p> <p>③ 生年月日・年齢ともに「分からない」と回答。日頃も同様とのこと</p>
よくある間違い	調査時、生年月日又は年齢のどちらかを答えられなかったため、「できない」を選択 ⇒一方だけでなく生年月日及び年齢ともに確認し、記載。また、日頃の状況を聞き取り、聞き取った内容と合わせて判断し、その内容を記載	
最終確認	※調査時の内容と日頃の状況ともに明確に記載されていますか？ ※調査時の内容と日頃の状況で「できる」「できない」を判断していますか？	

3-4 短期記憶（能力）

定義・ポイント	調査日の調査直前にしていたことについて、把握しているかで選択（詳細：テキスト P.105）	
	調査直前に何をしていたかを思い出し、具体的に答えることができれば「できる」を選択	
	上記の質問で確認し難い場合は、「ペン」「時計」「視力確認表」の3品によるテストでテキストに従って確認	
記載例	できる	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査直前のことは正答でき、日頃からも問題ない ② 3品テスト正答。日頃からも問題ないが、前日となると忘れていることが多い
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査直前のことは大まかに正答。日頃は忘れていたことの方が多いと聞き取ったため、「できない」を選択 ② 3品テストを行ったことすら忘れていた。日頃からついさっき言われたことを忘れて◎に何度も繰り返し聞く
よくある間違い	<ul style="list-style-type: none"> ① 3品テストの実施方法及び3品がテキストと相違がある ⇒「ペン」「時計」「視力確認表」の3品で実施 ⇒2品提示し、残りの1品を正答できるかで判断 ② 日頃、物忘れが多いと◎から聞き取ったため、「できない」を選択 ⇒直前（5分以上）の記憶にて判断。物忘れだけでは定義に合致しているか不明瞭なため、必ず短期記憶について確認した内容を記載 	
最終確認	<p>※調査時の内容と日頃の状況ともに明確に記載されていますか？</p> <p>※調査時の内容と日頃の状況で「できる」「できない」を判断していますか？</p>	

3-5 自分の名前を言う（能力）

定義・ポイント	自分の姓もしくは名前の <u>どちらかを答えることができるか</u> で選択（詳細：テキスト P.107）	
	旧姓でも答えることができれば、「できる」を選択	
	うなずく等の身振りから理解していることが確認できれば、「できる」を選択	
記載例	できる	<ul style="list-style-type: none"> ① 姓名ともにはっきりと答えることができた ② 姓は旧姓であったが、姓名ともに答えることができた ③ 問いかけに対して名前を言うことはないが、日頃は名前を呼ばれると返事することから理解はある。「できる」を選択
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査時は正答したが、日頃は聞いても答えることができないことが多いと聞き取ったため、「できない」を選択 ② 質問したが、うなずくばかりで答えることができなかった。日頃も同様と聞き取ったため、「できない」を選択
よくある間違い	<p>個人名を記載</p> <p>⇒個人を特定できる内容は記載しない。「○○」等と特定できないように記載</p>	
最終確認	<p>※調査時の内容と日頃の状況ともに明確に記載されていますか？</p> <p>※調査時の内容と日頃の状況で「できる」「できない」を判断していますか？</p>	

3-6 今の季節を理解する（能力）

定義・ポイント	調査日の季節を答えることができるかで選択（詳細：テキスト P.108）	
	季節に多少のずれがあっても「できる」を選択（例：1月調査⇒「冬」「春の初め」と回答）	
	季節の変わり目等判断に悩む場合は、必ず日頃の状況も含めて判断	
記載例	できる	<ul style="list-style-type: none"> ① （例：4月の調査）春と正答。日頃も理解している ② （例：9月初めの調査）月日は答えられなかったが、「夏」と回答。日頃も季節の理解はあると聞き取った
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① （例：4月の調査）月日は正答したが、季節は秋と回答。日頃も理解していないことが多いと聞き取ったため、「できない」を選択 ② 返答なし。日頃季節に関する声かけを行うが理解ない様子と聞き取ったため、「できない」を選択
よくある間違い	（例：9月の調査）9月と回答したため、「できる」を選択 ⇒月日の理解だけでは季節を理解しているか不明瞭なため、必ず季節による回答を記載	
最終確認	※調査時の内容と日頃の状況ともに明確に記載されていますか？ ※調査時の内容と日頃の状況で「できる」「できない」を判断していますか？	

3-7 場所の理解（能力）

定義・ポイント	「ここはどこですか」との質問に答えることができるかで選択（詳細：テキスト P.109）	
	住所や施設名、病院名を答える必要はない	
	施設、自宅などの区別がつけば、「できる」を選択	
記載例	できる	<ul style="list-style-type: none"> ① 自宅と正答し、住所も正しく答えることができた ② 介護をしてくれる場所と回答。日頃は施設であることは理解していると聞き取ったため、「できる」を選択
	できない	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設入所中であるが、施設に入所していること自体理解できていない。日頃も同様と聞き取ったため、「できない」を選択 ② 施設入所中であるが、病院と答えた。日頃も理解できていない
よくある間違い	施設名や病院名を記載 ⇒個人を特定できる内容は記載しない。「〇〇」等と特定できないように記載	
最終確認	※調査時の内容と日頃の状況ともに明確に記載されていますか？ ※調査時の内容と日頃の状況で「できる」「できない」を判断していますか？	

3-8 徘徊（有無）

定義・ポイント	目的もなく 歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等動き回る行動の有無を 1か月以内の頻度で選択（詳細：テキスト P.110）	
記載例	ない	◎を探しに行く目的で、夕方になると一人で外出するが、目的があるため、「ない」を選択

	ときどきある	① 家族の目を盗んで、近所を <u>目的もなく</u> 出かけることが月に●回ある ② 車いすで施設内を <u>目的もなく</u> 動き回ることが月に●回程度ある
	ある	① 自宅内を <u>目的もなく</u> 歩き回ることが毎日のようにある ② 週●回、ベッド上を意味もなく這い回っているため、「ある」を選択
よくある間違い	① 目的がある行動なのか目的がない行動なのか不明瞭 ⇒定義における「徘徊」とは目的もない行動のため、そのことが分かるように記載 ② 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要	
最終確認	※頻度により「ときどきある」「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

3-9 外出すると戻れない（有無）

定義・ポイント	外出すると戻れない行動の有無を <u>1か月以内の頻度</u> で選択（詳細：テキスト P.112） 外出だけでなく、居室や居住棟から出て自室や自宅に戻れなくなる行動を含む	
記載例	ない	3か月前に散歩から帰宅できず、警察に保護されたことがあったが、この1か月ではないため、「ない」を選択
	ときどきある	① 入院中のため、日中は問題ないが夜間はトイレに行って自室に戻れなくなるのが月に●回ある。その際は、◎が自室まで誘導する ② 月●回、施設内で自室へ戻ることができず、◎が連れ戻すことがある
	ある	散歩にでかけて、自宅に戻ることができなくなり、家族が探し回ることが週●回ある
よくある間違い	「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要	
最終確認	※頻度により「ときどきある」「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

第4群

精神・行動障害

- 1 【参照先】 ・認定調査員テキスト：P.114～130
 ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.4 下段）

- 2 【ポイント】 ① **過去1か月間の状況**から、現在の環境で各行動が現れたかどうかで選択



該当項目がある場合は、**必ず頻度を記載**することに留意

※この間に環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日までで選択（頻度について）「ない」⇒過去1か月間になし

「ときどきある」⇒過去1か月に1回以上～1週間に1回未満

「ある」⇒1週間に1回以上（平均、週1回以上の場合を含む。）

- ② 頻度の記載とともに**対象者への対応や介護の手間の状況を記載**

※特に周囲が対応をとっていない場合や介護の手間が発生していなくても、各項目に規定された行動が現れている場合は、頻度に基づき選択できる項目もあることに留意

- ③ 各項目に該当しないが、類似行動またはその他の精神・行動障害などにより、具体的な介護の手間が生じている場合は、「特記のみ」・「4－その他」等と記載し、介護認定審査会の二次判定の判断を仰ぐことが可能

- 3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

4－1 被害的（有無）

定義・ポイント	実際に盗られていないものを盗られたという等、被害的な行動があるかで選択（詳細：テキスト P.116） 「食べ物に毒が入っている」・「自分の食事だけがない」等の被害的な行動も含む	
記載例	ない	「保険証をここに置いていたのにない。」と言って、興奮することが頻繁にあるが、被害的には言わないため、特記のみとする。
	ときどきある	① 家に泥棒が入って物が盗られたと◎に言うことが月●回あった ② ◎に電話で、「隣人が庭に毒をまいている。」と訴えることが月に●回程度ある。その都度、◎が話を最後まで聞いている
	ある	① 「私だけ食事をもらえない。」ということが毎日あり、いつも◎がなだめている ② 「誰も私のことを心配していない。いらぬ人間だ。」と嘆くことが週●回程度ある。その都度、◎が話を聞いている ③ 主たる介護者である◎にお金を盗んだと言うことが週に●回程度あるため、「ある」を選択。因みに、◎はストレスを感じているが、特に対応をせずに聞き流している
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「被害的」に該当するか不明瞭	

最終確認	<p>※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度</p> <p>②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度</p>
------	--

4-2 作話（有無）

定義・ポイント	事実とは異なる話をすることがあるかで選択（詳細：テキスト P.117）	
	自分に都合のいいように事実と異なる話をするを含む	
	起こしてしまった失敗を取り繕うためのありもしない話をするを含む	
記載例	ない	保険証が見つからず、「ここに置いていたのにない。」と言って探すが、別の場所から出てくる。単なる物忘れのため特記のみとする
	ときどきある	汚れたオムツをしまいこみ、「誰かが汚れたオムツを捨てていく。」と事実でないことで取り繕うことが月に●回程度ある。
	ある	<p>① 「◎がご飯を食べさせてくれない。」と事実でないことを近所の人などに毎日のように言っている。（※4-1も選択）</p> <p>② 「息子が暴力をふるう。」と事実でないことを週●回以上、◎に電話してくる（※4-1も選択）</p>
よくある間違い	<p>① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要</p> <p>※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載</p> <p>② 具体性に欠けており、定義における「作話」に該当するか不明瞭</p> <p>③ 「4-1被害的」と両方選択できる場合とそうでない場合があるため、定義に基づき、作話と被害的を混同しない</p>	
最終確認	<p>※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度</p> <p>②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度</p>	

4-3 感情が不安定（有無）

定義・ポイント	悲しみや不安などにより涙ぐむ、感情的にうめくなどの状況が <u>不自然なほど持続したり</u> 、あるいは <u>そぐわない場面や状況で突然笑い出す、怒り出す等、場面や目的からみて不適切な行動がある</u> かで選択（詳細：テキスト P.118）	
	元々感情の起伏が大きい等ではなく、 <u>場面や目的からみて不適切な行動かどうか</u> で選択	
	原因があって怒り始めたり、涙ぐんだりするなど不適切とは言えない感情の動きの場合、 <u>不自然なほど持続するかどうか</u> で判断	
記載例	ない	涙もろく会話の途中で泣くことはあるが、立会人から元々の性格であると聞き取ったため、「ない」を選択した
	ときどきある	ここ1か月に●回程度、突然、意味もなく泣いたり、怒り出すなどがあつたと聞き取ったため、「ときどきある」を選択

	ある	うつ症状があり、「もう死にたい」と急に泣き出すことが毎日のようにあるため、「ある」を選択
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「感情が不安定」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-4 昼夜逆転（有無）

定義・ポイント	夜間に何度も目覚めることがあり、そのために <u>疲労や眠気があり日中活動できない</u> 、もしくは昼と夜の生活が逆転し、 <u>通常、日中行われる行為を夜間行っている</u> などの状況があるかで選択（詳細：テキスト P.119）	
	夜更かし（遅寝遅起き）など単なる生活習慣は該当しない	
	蒸し暑くて寝苦しい、周囲の騒音で眠られない等の生活環境により眠られない場合は該当しない	
	夜間眠れない状態やトイレに行くための起床は含まない	
記載例	ない	① 夜間はトイレに行くために頻回に起きることがあるが、昼夜逆転とまでは言えないため、「ない」を選択 ② 以前は夜間眠れず、日中うとうとすることがあったが、現在は睡眠薬を処方され症状は改善しているため、特記のみとした
	ときどきある	夜中に片づけや探し物をして、翌日は朝から昼頃まで傾眠状態となっていることが月●回程度ある。
	ある	① 毎日、夜間眠れず起きており、ごそごそと活動している。そのため、午前中はいつも寝ており、◎が声をかけても起きない ② 毎晩消灯時間後に、廊下や他の利用者の居室へうろろしている。その都度職員が連れ戻すなどの対応をしており、翌日の日中はほとんど寝ている
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「昼夜逆転」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-5 同じ話をする（有無）

定義・ポイント	しつこく同じ話をする行動があるかで選択（詳細：テキスト P.120）
	ももとの性格や生活習慣から、 <u>単に同じ話をする</u> ことではなく、 <u>場面や目的からみて不適当な行動</u> があるかで選択

記載例	ない	<p>① 何度も同じ話をしつこく繰り返すことがあるが、もともと心配性の性格で習慣的なものと聞き取ったため、「ない」を選択</p> <p>② 「頭痛がする」・「体がだるい」と毎日のように訴えることがあるが、◎が話を聞くと納得され、しつこく話すことはない聞き取ったため、特記のみとした</p>
	ときどきある	<p>① 「デイサービスに行く日はいつ？」と日中何度も◎に繰り返し電話をかけて聞くことが月に●回ほどある</p> <p>② 「今日は何日？何曜日？」と気になりだすとしつこく聞いてくることが、月●回程度ある</p>
	ある	<p>① 2、3分前に話したことを忘れ、何度も繰り返し話すことが毎日のようであり、その都度◎が聞いているが、かなりのストレスとなっている</p> <p>② 調査の際も、質問とは無関係な話を何度も繰り返していた。◎の話では、週●回は、誰にでも同じ話をしているとのこと</p>
よくある間違い	<p>① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載</p> <p>② 具体性に欠けており、定義における「同じ話をする」に該当するか不明瞭</p>	
最終確認	<p>※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度</p> <p>②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度</p>	

4-6 大声をだす（有無）

定義・ポイント	<p><u>周囲に迷惑となるような大声をだす行動があるか</u>で選択（詳細：テキスト P.121）</p> <p>もともと、性格的や生活習慣から日常会話で声の大きい場合等ではなく、<u>場面や目的からみて不適当な行動があるか</u>で選択</p>	
記載例	ない	<p>① 会話の際に大声になることがあるが、もともとそういったことがあり、性格によるものと聞き取ったため、「ない」を選択</p> <p>② 難聴のため、人を呼ぶ時などに大声になるが、習慣的なものであるため、特記のみとした</p>
	ときどきある	<p>① ◎が介助をする際に、感情的になり急に「やめろ」などと大声を出すことが月に●回程度ある</p> <p>② 入浴の更衣時に、何の理由もなく意味のない言葉を大声で叫ぶことが月●回程度ある</p>
	ある	<p>① オムツ交換の時に、大声を出して抵抗することが週●回以上ある</p> <p>② ほぼ毎日、夜間に大声で意味不明なことを叫んでいる</p>
よくある間違い	<p>① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載</p> <p>② 具体性に欠けており、定義における「大声をだす」に該当するか不明瞭</p>	
最終確認	<p>※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度</p> <p>②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度</p>	

4-7 介護に抵抗（有無）

定義・ポイント	介護に抵抗する行動があるかで選択（詳細：テキスト P.122）	
	単に助言しても従わない場合（言っても従わない場合）は含まない	
	手を振り払う、たたく、暴れまわるなど <u>介護者への直接的抵抗により、介護に支障がある行動があるかで選択</u>	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族や施設職員の助言や指示に従わないことが多いが、手を振り払うなどの介護の抵抗とまではないため、「ない」を選択 ② 行事等に誘うも拒否されることが多いが、介護に対する抵抗とまでは言えないため、特記のみとする
	ときどきある	<ul style="list-style-type: none"> ① オムツ交換の際に、手を払いのけることが月●回ほどある ② 車いすに移乗する際、ベッドにしがみついて手を離さないことで、移乗にかなりの時間を要することが、月●回ある
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設入所中で、オムツ交換や入浴を拒否して暴言をはきながら、暴れまわるなど手がつけられないことが、毎日のようにある ② 自分でできるという思いが強く、介護をしようとする手を振り払ったりして、◎のストレスになることが週●回以上ある
よくある間違い	<ul style="list-style-type: none"> ① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「介護に抵抗」に該当するか不明瞭 	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ <ul style="list-style-type: none"> ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度 	

4-8 落ち着きなし（有無）

定義・ポイント	施設等で「家に帰る」と言ったり、自宅にいても自分の家であることがわからず「家に帰る」等と言って落ち着きなくなる行動があるかで選択（詳細：テキスト P.123）	
	「家に帰りたい」という意思表示と落ち着きがない状態の <u>両方がある場合のみ</u> 該当する	
	単に「家に帰りたい」と言うだけで、 <u>状態が落ち着いている場合は含まない</u>	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 頻繁に「家に帰りたい」等言うことはあるが、それに伴い落ち着きなくなるようなことはないため、「ない」を選択 ② ●か月以上前まで、「家に帰りたい」と言い、荷物をまとめたりして、落ち着きなかったが、この1か月では特にそのような言動はないため、特記のみとする
	ときどきある	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設入所中で、夕方になると「家に帰る」と言い出し、廊下を歩き回ることが月●回あり、その都度、職員が対応している ② 自宅にいるのに「家に帰る」と言い張り、衣装などを鞆に入れて、外に出ようとするのが月●回ある。◎が引き留める手間が発生している
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設入所中で、毎日のように「家に帰るから、家族に電話して」と言い、落ち着きなく動き回ることがある

		② デイサービスで「家に帰らないといけない」と言って、荷物をもって玄関の方へ歩き出すことが週●回以上ある。その都度職員がなだめている
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「落ち着きなし」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-9 一人で出たがる（有無）

定義・ポイント	「一人で外に出たがり目が離せない」行動があるかで選択（詳細：テキスト P.124）	
	環境上の工夫等で外に出ることがなかったり、または、歩けない場合等は含まない	
記載例	ない	① 以前は勝手に一人で外に出ていこうとすることがあったため、現在はセンサーをつけることで未然に防止しており、「ない」を選択 ② ●か月以上前は一人で外に出ていくことあったが、下肢筋力低下に伴い、ここ1か月ではなくなったため、特記のみとする
	ときどきある	① 職員が目を離した際にエレベーターに乗って一人で外に出ようとするのが月に●回ほどある。その都度、職員が自室まで連れ戻す ② 勝手に外に出ようとするので、◎がその都度静止しているが、家族がいない隙に一人で外に出ようとするのが、月●回程度ある
	ある	① 施設入所中だが、勝手に一人で外に出ようとするのが週に●回程度ある。その都度、職員が連れ戻す手間が発生しており、目が離せない ② 仕事はしていないにも関わらず、「仕事に行く」と言って、一人で外に出ようとするのが毎日のようにある
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「一人で出たがる」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-10 収集癖（有無）

定義・ポイント	いわゆる収集癖の行動があるかで選択（詳細：テキスト P.125）	
	昔からの性格や生活習慣等で、箱や包装紙等を集めたり等ではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動で選択	
記載例	ない	① 昔からの習慣で不要と思える箱を捨てずにとっているが、明らかに周囲の状況に合致しない行動はないため、「ない」を選択

		② 使用済みのティッシュペーパーをポケットに詰め込んでいるが、本人は再利用する目的があるとのことで、特記のみとする
	ときどきある	① 施設のオムツやトイレトペーパーを無断で自分の部屋に持っていくことが、月●回ほどある ② 外出しては、落ちている雑誌などを無断で持って帰ってくるのが、月に●回ある。そのため、部屋の中がゴミであふれている
	ある	① 他の利用者の部屋に無断で入り、勝手に日用品等を持ち出すことが週●回以上ある。その都度、職員が仲介する手間が発生している ② 食事の際にスプーンなどをポケットに入れて、自分の部屋に持ち帰ろうとすることが毎日あり、職員が毎回戻している
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「収集癖」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-11 物や衣類を壊す（有無）

定義・ポイント	「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動があるかで選択（詳細：テキスト P.126）	
	実際に物が壊れなくても、破壊しようとする行動がみられる場合は選択	
	壊れるものを周囲に置かないようにする、破れないようにする等、環境上の工夫で行動がみられない場合は含まない	
	明らかに周囲の状況に合致しない、物を捨てる行為を含む	
記載例	ない	① 以前は部屋のを投げたり破ったりすることがあったが、ここ1か月では部屋に物を置かないようにして今はそのような行動はないため、「ない」を選択 ② 施設にいる時は、紙オムツを破いたりすることが頻回にあったが、自宅に戻ってからは落ち着いたのかそのような行動はないため、特記のみとする
	ときどきある	① 気に入らないことがあると周辺の物をもって投げるのが月●回ほどあり、その度に◎が掃除等の手間を要している ② 着用しているオムツを破いてしまうのが月●回ある
	ある	① 不機嫌になると食器を投げつけるのが週●回あり、片づける手間が発生している ② 紙オムツを引き裂いて使えなくしてしまうのが毎日のようにある
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「物や衣類を壊す」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-12 ひどい物忘れ（有無）

定義・ポイント	物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの行動をとらなければならないような状況（火の不始末など）があるかで選択（詳細：テキスト P.127）	
	認知症の有無や知的レベルは問わない	
	単なる物忘れ（電話の伝言をし忘れるなど）は含まない	
	ひどい物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合や、周囲の者が何らかの対応をとる必要がない場合は、「ない」を選択	
	周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況については、実際に対応されているかどうかは選択基準には含まれない	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 年相応の物忘れはあるが、特に周りが対応しなければならないほどではないため、「ない」を選択 ② 物を置いた場所を忘れることは日常的にあるが、何とか自分で探し出しており、家族が手伝うこともないため、特記のみとする
	ときどきある	<ul style="list-style-type: none"> ① ガスコンロの消し忘れにより、鍋を焦がしてしまったことがこの1か月に1回あるため、「ときどきある」を選択 ② 食事をしたことを忘れ、「食事はまだ？」と聞いてくることが月に●回程度あり、その都度◎が対応している
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 「財布がない」などと言って、◎も一緒に探し回ることが週●回以上ある ② 電気の消し忘れや水道の止め忘れが毎日のようにあり、そのため、本人が使った後は、◎が水道や電気等の確認を毎回している
よくある間違い	<ul style="list-style-type: none"> ① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「ひどい物忘れ」に該当するか不明瞭 	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ <ul style="list-style-type: none"> ① 「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ② 「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度 	

4-13 独り言・独り笑い（有無）

定義・ポイント	場面や状況とは無関係に（明らかに周囲の状況に合致しないにも関わらず）、独り言を言う、独り笑いをする等の行動が持続したり、あるいは突然にそれらの行動が現れたりするかで選択（詳細：テキスト P.128）	
	性格的な理由等で、独り言が多い等ではなく場面や目的からみて不適当な行動があるかどうかで選択	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 仏壇に向かって何か話しかけていることがあるが、不適当な行動ではないため、「ない」を選択 ② 時々独り言を言うことはあるが、◎の話では昔から独り言を言う癖があるとのことで、特記のみとする
	ときどきある	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰もいないのに意味不明なことを言ったり、叫んだりすることが月●回程度あるため、「ときどきある」を選択

		② 突然、脈絡もなく急に笑い出すことが月●回程度ある
	ある	① 毎日、テレビに向かって常に話しかけている ② 常に何かが見えているようで、壁や家具の方に向かって、話しかけたり返答したりすることが週●回ある
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「独り言・独り笑い」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-14 自分勝手に行動する（有無）

定義・ポイント	明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動があるかで選択（詳細：テキスト P.129） 性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことではなく、 <u>場面や状況からみて不適当な行動があるかどうかで選択</u>	
記載例	ない	何でも自分で決めて、勝手に行動してしまうがもともと自己中心的な性格であると、◎から聞き取ったため、特記のみとする
	ときどきある	① 転倒の危険があるため、排泄時は必ず職員を呼ぶように伝えても、1人で立ち上がり移動しようとするのが月●回ある ② 他の利用者に物をあげたりしないように注意するが、何度もお菓子をあげたり、金銭のやりとりをすることが月●回ある
	ある	① 糖尿病があり、食事制限中であるにも関わらず、好きなものを好きなだけ食べることが毎日あり、状況からみて不適切と判断した ② 勝手に他の利用者の部屋に入ろうとするため、職員が常に見守り、声かけ誘導することが週●回ある
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「自分勝手に行動する」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ①「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ②「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

4-15 話がまとまらない（有無）


定義・ポイント	話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話が続く等、会話が成立しない行動があるかで選択（詳細：テキスト P.130） ももとの性格や生活習慣等の理由から、会話が得意ではない（話下手）等のことではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動で選択
---------	---

記載例	ない	急に話題が変わったり、話の内容に一貫性がないことがあるが、もともとの性格的なものと、◎から聞き取ったため、特記のみとする
	ときどきある	① 会話の途中で、話題が次々と変わり話がまとまらなくなることが月に●回ほどある。調査時も同じようなことがあった ② 一方的に話し出し、聞いたことに答えず、質問とは無関係な話を続け、一貫性がなくなることが月●回ある
	ある	① 調査の質問に対しても、全く違う回答をしたり会話が成立しなかった。日頃も毎日のように同じであると聞き取った ② 日頃から思いついたことを次々と口にするため、話がまとまらず、◎がその都度話題を戻すが、一向に会話が成立しないことが毎日ある
よくある間違い	① 「有無」による選択項目のため、頻度の記載が必要 ※「度々」・「頻繁に」というような抽象的表現は避け、「毎日」・「月（週）●回」と記載 ② 具体性に欠けており、定義における「話がまとまらない」に該当するか不明瞭	
最終確認	※頻度により「ときどきある」・「ある」の区別が記載されていますか？ ① 「ときどきある」⇒ 1か月に1回以上で、1週間に1回未満の頻度 ② 「ある」⇒ 1週間に1回以上の頻度	

第5群

社会生活への適応

- 1 【参照先】 ・認定調査員テキスト：P.131～145
 ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.5）

- 2 【ポイント】
- 
- ① 5-1：薬の内服、5-5：買い物、5-6：簡単な調理は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況について、より頻回な状況や日頃の状況で選択
- ② 5-2：金銭管理、5-3：日常の意思決定は、特に期間の定めがないため、日頃の状況を聞き取り選択
- ③ 特に 5-1：薬の内服、5-2：金銭管理では、介助されていない状態や実際に行われている介助方法が不適切と判断されることが多い選択項目です。その場合は、適切な介助方法を選択し、不適切とした理由と選択根拠を必ず記載する

- 3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

5-1 薬の内服（介助の方法）

定義・ポイント	薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為に介助が行われているかで選択（詳細：テキスト P.132）	
	薬の内服がない（処方されていない）場合は、 <u>処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択し、その具体的な事実を記載</u>	
	薬があらかじめ薬局で分包されている場合は含まない。家族が行う場合は、介助の方法を選択 飲む量の指示、内服の確認が行われている場合は、「一部介助」を選択	
記載例	介助されていない	① 自己管理している。1日1回、朝に服薬。飲み忘れもない ② 自身で服薬できる。まれに飲み忘れがある程度
	一部介助	① ◎が袋から出し、手元に準備すれば自分で服薬することができる ② ◎がお薬カレンダーに仕分けし、毎食後、本人が飲んでいる ③ 服薬後に、◎が飲んだかどうかの確認をしている ④ 現在、服薬はないが薬を処方された場合、物忘れも多少あることから◎の確認は必要と判断し、「一部介助」を選択
	全介助	① ◎が管理し、口に入れて飲ませている ② 寝たきり状態のため、◎が薬を口に入れて ③ 口から内服はないが、経管栄養から薬剤注入されているため、「全介助」を選択
よくある間違い	現在、服薬していないため、「介助されていない」を選択 ⇒薬の内服がない場合は、処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択	
最終確認	※「一部介助」「全介助」の区別が明確に記載されていますか？ ①「一部介助」⇒ 一連の行為の内、一部に介助されている ②「全介助」⇒ 通常は口に入れるまでの介助がされている	

5-2 金銭の管理（介助の方法）

定義・ポイント	自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為に介助が行われているかで選択（詳細：テキスト P.135）	
	銀行に行き入金を行う等、 <u>金銭の出し入れは含まない</u>	
	全体の管理は介護者が行っているが、 <u>小遣い程度の少額所持している場合は、「一部介助」を選択</u> ただし、少額所持している場合でも <u>使用していない場合は、「全介助」を選択</u>	
記載例	介助されていない	① 通帳等の管理、支出入の管理も自身でしている ② 自分で管理しており、銀行での引き出しは◎に依頼
	一部介助	① ◎が管理しており、本人は少額のみ所持し使用 ② 通帳や現金は◎が管理し、本人は小遣い程度を自己管理 ③ 自己管理しているが、何度も通帳や印鑑を紛失しているため、適切な介助として「一部介助」を選択
	全介助	① 金銭管理は◎がしている。本人は全く把握していない ② 本人に少額所持させているが、使う機会はなく、収支の把握もできない
よくある間違い	① 銀行等での出入金行為で「一部介助」を選択 ⇒銀行等での出入金は一連の行為に含まないため、「介助されていない」を選択 ② 使うことはないが、本人は少額所持しているため、「一部介助」を選択 ⇒管理能力の有無を記載し、管理能力が無いのであれば、「全介助」を選択	
最終確認	※「一部介助」「全介助」の区別が明確に記載されていますか？ ①「一部介助」⇒ 一連の行為の内、一部に介助されている ②「全介助」 ⇒ 一連の行為全てを介助されている	

5-3 日常の意思決定（能力）

定義・ポイント	毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力で選択（詳細：テキスト P.137）	
	<u>日常の意思決定はできるが、特別な内容が含まれるケアプラン作成への参加、ケアの方法・治療方針への合意等には、指示や支援を必要とする場合は、「特別な場合を除いてできる」を選択</u>	
	<u>日常の意思決定はほとんどできないが、見たいテレビ番組や献立、着る服の選択等に関する意思決定をすることがある場合は、「日常的に困難」を選択</u>	
記載例	できる	① 常時あらゆる場面で意思決定できる ② ケアプランの作成についても自身で決定している
	特別な場合を除いてできる	① 日常の意思決定はできるが、治療方針などは◎が行っている ② 慣れたことは自身で決めるが、ケアプラン作成など複雑なことは、◎と相談し、◎が決めている
	日常的に困難	① 食べるかどうかなど簡単な二者択一程度ならできる ② 日常的に意思決定は困難であり、ごく簡単な選択のみ可能
	できない	① 日常の意思決定はできず、◎が全て決めている ② 自ら発語することもなく、意思決定もできない

よくある間違い	<p>特別なことは◎と相談しているため、「特別な場合を除いてできる」を選択</p> <p>⇒家族等と相談した場合でも、自分で内容を理解し決定できる場合は、「できる」を選択</p> <p>⇒家族等と相談し、家族等の決定に従っているだけの場合は、「特別な場合を除いてできる」を選択でよい</p>
最終確認	<p>※「特別な場合を除いてできる」「日常的に困難」の区別が明確に記載されていますか？</p> <p>①「特別な場合を除いてできる」⇒ ケアプラン作成等、特別な場合に介護者に決定を委ねている</p> <p>②「日常的に困難」⇒ 日常の意思決定もほとんどできないが、2択程度ならできる</p>

5-4 集団への不適応（有無）

定義・ポイント	<p>家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動の有無を1か月以内の頻度で選択（詳細：テキスト P.139）</p>	
	<p>性格や生活習慣等の理由から、家族以外の他者の集まりに入ることが好きではない、得意ではない等ことではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動で選択</p>	
記載例	ない	<p>① 集団活動に参加する機会なし</p> <p>② デイサービス利用を拒否しているが、元々の性格的なものと聞き取ったため、「ない」を選択</p>
	ときどきある	<p>① 施設内のレク活動中に勝手に離れてしまうため、スタッフが個別に対応することが、月●回ある</p> <p>② 食堂で利用者と口論になり、スタッフが仲介することが、月●回ある</p>
	ある	<p>① 施設の中で、自分勝手な行動や周りの人に対する暴言があり集団に入ってもらえないことが週●回ある</p> <p>② デイサービス利用中にレクへの参加を促すと嫌がって、奇声を発することが週●回ある</p>
よくある間違い	<p>① 頻度が記載されていないため、「ときどきある」「ある」の選択が不明瞭</p> <p>⇒具体的に月●回、週●回、毎日等記載する。</p>	
最終確認	<p>※ 性格や生活習慣等の理由でなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動であることが明確に記載されていますか？</p>	

5-5 買い物（介助の方法）

定義・ポイント	<p>食材、消耗品等の日用品を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払うまでの行為に介助が行われているかで選択（詳細：テキスト P.141）</p>	
	<p>家族やヘルパー等に買い物を依頼する場合は、「買い物の依頼」、「買い物を頼んだ人への支払い」も含めた一連の行為に対して介助が行われているかどうかで選択</p>	
	<p>食事の提供のある施設は食材の購入を施設側が毎日していると考え、基本的に「全介助」を選択</p>	
	<p>店舗等に自分でインターネットや電話で注文して、自宅へ届けてもらうことは買い物をしていることに含む</p>	
記載例	介助されていない	<p>① 毎日、近くのスーパーへ買い物に出かけている</p> <p>② ◎と一緒に、週●回買い物に出かけ、各々好きな食材等を購入する</p>

	見守り等	<p>① 認知症があるため、買い物には◎と出かけ、同じ物ばかり買わないなど指示や声かけを行っている</p> <p>② ◎と一緒に、週●回買い物に行き、支払う前に◎が確認している</p> <p>③ 本人が毎日買い物をするが、同じ物や不必要な物を買ったりする。適切な介助として、買い物に確認が必要と考え「見守り等」を選択</p>
	一部介助	<p>① ◎に<u>買うものを依頼</u>して、買ってきてもらう</p> <p>② ◎と一緒に買い物へ行き、欲しい商品を◎に棚から商品を取ってもらう。支払いは本人がしている</p> <p>③ ◎と一緒に買い物へ行き、<u>支払いのみ◎が行う</u></p>
	全介助	<p>① 食材及び日用品ともに◎が<u>一括して</u>行っている</p> <p>② 施設入所中のため、<u>全て施設側で</u>購入</p>
よくある間違い		<p>① 嗜好品の買い物行為により「一部介助」を選択 ⇒食材、消耗品等の日用品に対する買い物行為により判断</p> <p>② 「見守り等」「一部介助」を選択する際に、その選択が不明瞭 ⇒「見守り等」「一部介助」を選択した判断根拠を記載</p>
最終確認		<p>※介助の方法「見守り等」「一部介助」「全介助」の区別が記載されていますか？</p> <p>①「見守り等」⇒ 買い物に必要な行為への「確認」「指示」「声かけ」がされている</p> <p>②「一部介助」⇒ <u>定義における一連の行為の内</u>、一部介助されている</p> <p>③「全介助」⇒ <u>定義における一連の行為全て</u>、介助されている</p>

5-6 簡単な調理（介助の方法）

定義・ポイント	「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めん調理」の行為に介助が行われているかで選択（詳細：テキスト P.144）	
	日々の状況が多岐にわたる選択項目であるため、調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況や日頃の状況で選択	
	「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めん調理」それぞれの行為で介助の方法が異なる場合で、概ね過去1週間の状況において頻回な状況や日頃の状況で判断する際に、例えば、「炊飯」は1/日、家族の者が行っており、「加熱」は1/日、自分で行っているなど頻度も同じとなる場合、頻度での選択が困難であるため、対象者の状態像や生活状況を総合的に判断して選択することになります。そのため、その選択根拠を含め、詳細に記載	
	配下膳、後片付け、おかずの調理は含まない	
	経管栄養で調理の必要のない流動食のみを投与されている場合は、「介助されていない」を選択ただし、流動食の温めをしている場合は、「レトルト食品の加熱」に該当するとして、その他の行為とともに判断	
	家族の食事と一緒に炊飯等を含む調理が行われている場合は、家族の調理状況に基づき選択	
	外食や惣菜購入のみで簡単な調理自体がない場合は、「介助されていない」を選択	
記載例	介助されていない	<p>① 炊飯・温め等の調理ともに自身で行っている。おかずなどの調理は◎が行っている（特記のみ）</p> <p>② 買ってきた弁当や惣菜を自身で温めて食べている。炊飯・即席めん調理</p>


		<p>理はこの1週間ではない</p> <p>③ 毎日3食の惣菜の温めは自身で行っている。炊飯は1日1回で、◎が行っている。より頻回な状況から「介助されていない」を選択。なお、即席めんはこの1週間では作っていない</p> <p>④ 経管栄養で流動食は常温注入</p>
	見守り等	<p>① 自分で炊飯・加熱は行えるが、炊飯器及びレンジの操作がわからないため、◎が毎回、<u>指示確認</u>している。即席めんの調理はこの1週間ではない</p> <p>② ◎が指示声かけをすれば、炊飯・加熱等が何とかできる</p>
	一部介助	<p>① 1日1回、炊飯は本人が米を研ぐが、水加減がわからないので、◎が水を入れ、スイッチを押している。おかずは家族が全員分を作ってくれるため、レンジの使用はない。炊飯の一部に介助が混ざっていることから、「一部介助」を選択</p> <p>② 夕食時に◎が炊飯をセットし、ボタンを押すのは本人。おかずなどは◎が作ってくれる。昼食はデイサービス時に提供された食事を摂る。朝食は食べないとのこと。炊飯の一部に介助が混ざっていることから「一部介助」を選択</p> <p>③ 炊飯はレトルト品を食べている。手が不自由なため、食品をレンジに入れるのは◎が行い、本人はレンジ操作のみを行う。取り出すのも◎が行う。この1週間で即席めんの調理はないため、加熱行為の一部に介助が混ざっていることから、「一部介助」を選択</p> <p>④ 毎日、朝食と夕食時に炊飯は◎が行い、本人は昼食と夕食時に買った惣菜をレンジで温めて食べている。頻回な状況は同じであるが、3群及び4群の状況から炊飯を自身1人では困難である。レンジの温めはできていることから、炊飯のスイッチは可能であると考えられるため、「一部介助」を選択</p>
	全介助	<p>① <u>全て◎が行っている</u></p> <p>② <u>施設側で全て提供されている</u></p> <p>③ 毎日1回だけ炊飯は自身で行っているが、おかずなどを温めるためのレンジの操作が出来ないため、朝食時と夕食時は◎が温めている。より頻回な状況から「全介助」を選択</p> <p>④ 普段は◎が炊飯を含め3食全て行っているが、体調がよい時は、自分で炊飯や温めを行うこともある。より頻回な状況から、「全介助」を選択</p>
よくある間違い	<p>① 炊飯は家族が行っており、本人はおかずを温めているのみのため、「全介助」を選択 ⇒「炊飯」、「弁当・惣菜等の加熱」、「即席めんの調理」の3点から、介助が発生している行為を確認し、より頻回な状況から選択する必要があるため、特記事項には過去1週間における各行為の日毎の状況を記載し、選択</p> <p>② 誰がどれぐらいの頻度で簡単な調理が行われているかが不明瞭 ⇒日々の状況が多岐にわたる項目であるため、頻回な状況により選択する場合は、必ず誰がどれぐらいの頻度で、何をしているかを記載し、仮に同じ回数の場合は、対象者の状態像や生活状況を総合的に判断し、選択。なお、その選択に至った理由を必ず記載</p>	

最終確認	<p>※「炊飯」「弁当等の加熱」「即席めんの調理」の3点の状況を聞き取り、調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況から介助の方法を選択していますか？またそれらが分かる内容を記載していますか？</p> <p>※より頻回な状況が同じ場合は、対象者の状態像や生活状況を総合的に判断し選択。なお、その選択に至った理由を必ず記載</p>
------	--

第6群

過去14日間にうけた特別な医療

- 1 【参照先】 ・認定調査員テキスト：P.146～154
 ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.5 下段）

- 2 【ポイント】
- 
- ① 医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施されたこと。
 ② 過去14日以内に実施された場合でも、すでに終了・治癒により継続しない場合は、該当しない。
 ③ 実施頻度・継続性の有無・実施者を基本的には記載する。
 ④ 全く実施していない場合は、「6群 なし」と記載する。ただし、6群の定義に該当しないが各医療行為が行われている場合は、可能な限り記載する。
 ※④のただし書きを記載する場合は、「特記のみ」と記載するか「6-その他」と記載すると、わかりやすい。
 ※介護の手間を判断する上で、「特記のみ」でも記載することが望ましい例として、家族が交換等を実施している場合などとする。

- 3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

6-1 点滴の管理

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為（詳細：テキスト P.147） <u>必要に応じて点滴が開始できる体制</u> （点滴の針が留置されているが、現在点滴は行われていない場合） <u>にあれば選択</u> 急性期の治療を目的とした点滴は含まない	
記載例	ない	① ●日前、発熱により病院にて点滴を実施。継続はないとのこと（特記のみ） ② ●日前から抗生剤の点滴を継続中だが、明日で終了の指示が出ている（特記のみ） ③ 食事量に応じて点滴をしているが、ここ14日間では実施されておらず、針の留置もないため、特記のみとする
	ある	① 入院中は毎日、医師の指示のもとNSにより栄養剤投与の点滴実施。今後も継続予定 ② 栄養補給目的で点滴の針が留置されており、医師の指示で必要に応じて点滴できる体制にあるため選択 ③ 通院にて抗がん剤治療中で、1週間に1回通院時に医師の指示によりNSによる点滴実施。今後も継続予定とのこと ④ 薬剤投与目的で、2週間ごとに医師の指示でNSが点滴実施。今後も継続予定
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かるように記入</u>	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・（実施者・医師の指示）が記載されていますか？	

6-2 中心静脈栄養

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.148)	
	必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にあれば選択	
	経口摂取が一部可能である者であっても、中心静脈栄養が行われている場合も含む	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 数日前まで実施されていたが、状態改善により再開の予定なし(特記のみ) ② しばらく様子を見て、必要に応じて実施予定。現在は、供給できる体制ではないとのことで、特記のみとする。
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① カテーテルにて毎日、医師の指示のもとNSにより中心静脈栄養注入 ② 今後、必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にあるため選択 ③ 医師の指示でNSにより中心静脈栄養にて栄養剤注入。今後も●/W継続予定 ④ 嚥下障害のため、意思の指示でNSにより毎日栄養剤を中心静脈栄養にて実施。今後も継続予定とのこと
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒定義に基づき選択されていることが分かるように記入	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示)が記載されていますか?	

6-3 透析

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.148)	
	透析の方法や種類は問わない	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 自宅で本人により透析実施。受診は1か月ごとで、この14日間は未受診のため、「ない」を選択(特記のみ) ② ●日前に急性腎不全により、人工透析実施。現在は回復し、今後も予定はないとのことで、特記のみとする。
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 腎不全のため、意思の指示もとNSにより透析実施。週●回 ② ●/W、1人で運転して、人工透析のため通院。今後も継続予定 ③ 腎不全のため、週●回の血液透析を病院にて実施。今後も継続予定
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒定義に基づき選択されていることが分かるように記入	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示)が記載されていますか?	

6-4 ストーマ(人工肛門)の処置

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.149)	
	人工肛門が造設されている者に対して消毒、バッグの取り替え等の処置が行われているかで評価	

記載例	ない	① ストーマ造設しているが、自分で管理。14日以内にNS等による処置もないため、「ない」を選択（特記のみ） ② パウチ交換等は家族の◎が行い、処置は月●回の通院にて状態観察のみ。この14日以内にもないため、特記のみとする。
	ある	① ストーマ造設しており、週●回、医師の指示によりNSが処置 ② ストーマ造設で、●/Wパウチの交換を医師の指示に基づき訪問NSが行っている ③ パウチ交換等は家族の◎が行っているが、2週間に1回通院して消毒等の処置をNSが実施。この14日以内にも通院にて実施 ④ ●/Wの通院時に医師により交換等の処置を行っている
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かる</u> ように記入	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・（実施者・医師の指示）が記載されていますか？	

6-5 酸素療法

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為（詳細:テキスト P.149）	
	実施場所は問わない	
	6群の中では、特に自身や家族が行っていることが多い項目のため、定義における実施者にあてはまるかに注意すること	
記載例	ない	① 在宅にて酸素療法をしており、本人管理とのこと（特記のみ） ② 入院中で、●日前まで酸素療法が行われていたが、現在は中止。今後も未定のため、特記のみとする
	ある	① 呼吸器不全により、●/W通院にてNSにより酸素療法を実施 ② 週●回、医師の指示で訪問NSにより機器の管理をしている ③ 酸素療法が行われており、週●回、医師の指示で訪問NSによりチェックが行われている ④ 入院中で酸素療法実施している。毎日NSにより管理。継続予定
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かる</u> ように記入	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・（実施者・医師の指示）が記載されていますか？	

6-6 レスピレーター（人工呼吸器）

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為（詳細:テキスト P.150）	
	経口・経鼻・気管切開の有無や機種は問わない	
記載例	ない	① 夜間のみ人工呼吸器使用。14日以内にNSによる処置なし（特記のみ） ② 以前はレスピレーターを使用していたが、現在は医師の指示で使用を止めている（特記のみ）

	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 経鼻より人工呼吸器を行っており、医師の指示でN Sにより管理。今後も継続予定 ② 週●回、医師の指示で訪問N Sによりレスピレーター管理を実施 ③ 睡眠時無呼吸のため、夜間のみ使用。週●回、N Sが管理。継続予定 ④ 入院中で人工呼吸器を使用。医師により管理。継続予定
よくある間違い	過去 14 日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6 群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かるように記入</u>	
最終確認	※少なくとも過去 14 日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか？	

6-7 気管切開の処置

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.151) 気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置で評価	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族によって、気管切開部から痰の吸引を行っている(特記のみ) ② 気管切開しているが、14 日以内に看護師等による処置はないため、特記のみとする
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師の指示でN Sにより気管切開部の処置が週●回行われている ② 医師の指示で、永久気管孔の処置がN Sにより週●回行っている ③ 痰の吸引は行っていないが、ガーゼの交換を毎日N Sにより実施
よくある間違い	過去 14 日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6 群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かるように記入</u>	
最終確認	※少なくとも過去 14 日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか？	

6-8 疼痛の看護

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.151) <u>がん末期の疼痛コントロールに相当するひどい痛み</u> であり、これらの病態に対して <u>鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射が行われている場合</u> で評価 一般的な腰痛、関節痛などの痛み止めの注射・湿布等は該当しない 痛み止めの内服治療や理学療法士が行う痛みのための電気治療も該当しない	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 腰痛の痛み止め注射を病院にて週●回実施(特記のみ) ② がん末期の痛みに対して、内服治療が行われている(特記のみ)
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① 病院で週●回、医師の指示で鎮痛薬の注射をN Sにより実施。継続予定 ② ●日前にもがん末期の痛みに対し、病院にて鎮痛剤の点滴実施。継続予定 (※ここでの●は 14 日以内であること) ③ 入院中で、医師の指示に基づき、週●回貼付型経皮吸収剤の処置がN Sにより実施。今後も継続予定とのこと。

よくある間違い	過去 14 日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6 群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かる</u> ように記入
最終確認	※少なくとも過去 14 日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか？

6-9 経管栄養

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.152)	
	経口、経鼻、胃ろうであるかは問わない	
	管が留置されている必要はなく、一部経口摂取が可能である場合であっても、経管栄養が行われている場合も含む	
	栄養は中心静脈栄養で摂取し、投薬目的で胃管が留置されている場合は該当しない	
記載例	ない	① 胃ろうから経管栄養を◎が実施。この 14 日以内に受診はないため、特記のみとする ② ●日前まで、経管栄養を実施していたが、現在は回復し、経口摂取となっているため、特記のみとする
	ある	① 経管栄養で、週●回、医師の指示で N S により胃ろうから栄養剤注入。今後も継続予定 ② 胃ろう造設。訪問 N S により週●回定期的に管理。継続予定 ③ 一部経口摂取可能であるが、●日前にも N S が経管栄養実施。今後も継続予定 (※ここでの●は 14 日以内であること) ④ 入院中で、N S が経鼻から栄養剤注入。今後も継続予定
よくある間違い	過去 14 日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6 群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かる</u> ように記入	
最終確認	※少なくとも過去 14 日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか？	

6-10 モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等)

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.153)	
	血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか一項目以上について、 <u>24 時間にわたって</u> モニターを体につけた状態で継続的に測定されているかどうかで評価 ただし、血圧測定の頻度は 1 時間に 1 回以上のものに限る	
記載例	ない	① 週●回、訪問 N S が来られた際に酸素飽和度を測定 (特記のみ) ② 自宅の血圧計で家族が 1 時間おきに測定している (特記のみ)
	ある	① 24 時間にわたり、心電図モニター測定。医師の指示で N S が実施 ② 酸素飽和度測定を 24 時間継続して実施。医師の指示で N S により測定 ③ 入院中で、心拍測定を 24 時間継続して実施。医師の指示で N S が測定
よくある間違い	過去 14 日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6 群の定義に該当するか不明瞭 ⇒ <u>定義に基づき選択されていることが分かる</u> ように記入	
最終確認	※少なくとも過去 14 日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか？	

6-11 じょくそうの処置

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.153)	
	じょくそうの大きさや程度は問わない	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① ●日前まで医師の指示でじょくそうの処置を実施。現在は、完治しているため、特記のみとする ② 仙骨部にじょくそうがあり、家族が処置している (特記のみ)
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① じょくそうの処置を週●回、訪問NSが医師の指示で実施。継続予定 ② 仙骨部にじょくそうがあり、●日前に医師の指示でNSが処置。継続予定 (※ここでの●は14日以内であること) ③ 入院中で、ほぼ毎日医師の指示でNSによりじょくそうの処置実施。継続予定 ④ じょくそうは治ったが予防のため医師の指示でNSの処置が継続している
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒定義に基づき選択されていることが分かるように記入	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか?	


6-12 カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

定義・ポイント	医師の指示に基づき、過去14日以内に看護師等によって実施された行為(詳細:テキスト P.154)	
	尿の排泄のためのカテーテルが使用されており、その管理が看護師等によって行われているかどうかで選択	
	腎ろうについては、その管理を看護師等が行っている場合に該当	
記載例	ない	<ul style="list-style-type: none"> ① 術後のドレナージを受けている (特記のみ) ② 月●回受診の際に、カテーテル交換。前回は3週間前のため、特記のみとする
	ある	<ul style="list-style-type: none"> ① バルーンカテーテル挿入。医師の指示に基づき、訪問NSにより週●回交換等の処置。今後も継続予定 ② 自宅で自己導尿。医師の指示で訪問NSにより週●回洗浄等実施。継続予定 ③ 入院中で、尿カテーテル留置。定期的にNSにより管理。前回は●日前に行っている。継続予定 (※ここでの●は14日以内であること)
よくある間違い	過去14日以内での実施・医師の指示及び継続性の有無・実施者が不明瞭のため、6群の定義に該当するか不明瞭 ⇒定義に基づき選択されていることが分かるように記入	
最終確認	※少なくとも過去14日以内・継続性の有無・(実施者・医師の指示) が記載されていますか?	

第7群

日常生活自立度

- 1 【参照先】 ・認定調査員テキスト：P.155～157
 ・認定調査に際しての注意点について（④調査におけるポイント P.5）

- 2 【ポイント】
- 
- ① 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）及び認知症高齢者の日常生活自立度ともに「自立」を含む全選択項目について、その選択根拠と項目を記載
- ② 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況で選択し、その日頃の状況等について、具体的に記載
- ③ 1群から5群までの状況を勘案した上で、各項目を選択し、その選択根拠を簡潔に記載することが望ましい

3 【項目別のポイント及び記載例並びによくある間違い等】

7-1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度） ★必須

定義・ポイント	「状態」、特に「移動」に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価（詳細：テキスト P.155）	
	外出の様子（2-12）、移乗移動の様子（2-1・2）、寝返りの様子（1-3）、歩行の様子（1-7）に着目し総合的に判断	
	選択の根拠となった具体的な状態像と合わせて、チェック項目を記載	
記載例 ※必ずテキストの定義に基づき、より頻回な状況で選択	J 1	① 1人でバス（電車）など公共交通機関を利用し、病院へ週●回外出しているため、「J 1」を選択 ② 日常生活は概ね自立しており、買い物にバスを利用して外出しているため、「J 1」を選択
	J 2	① 隣近所へなら1人で外出しているため、「J 2」を選択 ② 近くのスーパーまで徒歩で買い物に出かけているため、「J 2」を選択
	A 1	① 日中は可能な限り活動しているが、外出の際は◎が付き添うため、「A 1」を選択 ② 月●回ほど定期受診のため、◎の運転で病院まで出かけているため、「A 1」を選択
	A 2	① 自宅内は独歩で移動するが、外出は週●回のデイサービスのみのため、「A 2」を選択 ② 自宅では寝たり起きたりの生活。月●回の外出では◎が付き添うため、「A 2」を選択
	B 1	① 車いすに移乗し、食事等の日常生活はベッドから離れて生活しているため、「B 1」を選択 ② 介助なしに車いすに移乗し、食事・トイレ等はベッドから離れてできるため、「B 1」を選択
	B 2	① 介助により車いすに移乗し、着替え等にも介助を要するため、「B 2」を選択 ② 介助により車いすに移乗移動し、日常生活ほぼ全般に介助が必要なため、「B 2」を選択
	C 1	① 1日中ベッド上での生活で、食事・排泄等全てにおいて介助が必要であるが、寝返りはつかまればできているため、「C 1」を選択 ② 日中ほとんどベッド上での生活で日常生活全般に介助必要。寝返りは何とか自力で可能なため、「C 1」を選択

	C 2	① 1日中ベッド上での生活で、食事・排泄等全てにおいて介助が必要であり、自力で寝返りもできないため、「C 2」を選択 ② 重度の寝たきり状態で、自力で寝返りもできないため、「C 2」を選択
よくある間違い	① 「自立」以外を選択しているにも関わらず、特記に具体的な記載がない。 ② 具体的な記載はあるが、選択した項目が記載されていないため、チェック誤りかどうか判別できない ⇒ 「自立」以外を選択した場合は、必ずその判断根拠とチェック項目を記載	

7-2 認知症高齢者の日常生活自立度 ★必須

定義・ポイント	訪問調査時の様子から判断基準を参考に評価（詳細：テキスト P.157） 選択の根拠となった具体的な状態像と合わせて、 <u>チェック項目</u> を記載	
記載例 ※必ずテキストの定義に基づきで選択	I	① 年相応の物忘れはあるが、日常生活に支障が出るほどではないため、「I」を選択 ② 軽度の認知症状は見受けられるが、日常生活はほぼ自立ため、「I」を選択
	II a	① 物忘れ・理解力の低下があり、金銭管理・買い物等で見守り等の支援が必要なため、「II a」を選択 ② 買い物や金銭管理で介助が必要となっているため、「II a」を選択
	II b	① 記憶力・理解力の低下により管理が難しく、家庭内でも1人で生活し難いため、「II b」を選択 ② 電話や訪問者の対応が出来ず、一般的な会話も困難な状況のため、「II b」を選択
	III a	① 意思疎通が困難な状況。4群記載のとおり日中に問題行動が生じているため、「III a」を選択 ② 認知症の進行が見られ、食事・排泄等の日常生活全般に何らかの介助を要するため、「III a」を選択
	III b	① 服薬・金銭管理とも難しく、夜間にも徘徊等の問題行動が生じているため、「III b」を選択 ② 認知機能の低下が著しく、4群記載のとおり多くの問題行動が夜間にもあるため、「III b」を選択
	IV	① 日常生活全てにおいて、必要な意思疎通が困難。常に介護が必要なため、「IV」を選択 ② 意思疎通が困難な状況が頻発し、日常生活にもかなり支障をきたしているため、「IV」を選択
	M	① せん妄、妄想などの精神症状及びそれらに起因する問題行動が継続のため、「M」を選択 ② 4群のとおり、多くの問題行動が継続しており、専門医療を要する状況であると判断したため、「M」を選択
よくある間違い	① 「自立」以外を選択しているにも関わらず、特記に具体的な記載がない。 ② 具体的な記載はあるが、選択した項目が記載されていないため、チェック誤りかどうか判別できない ⇒ 「自立」以外を選択した場合は、必ずその判断根拠とチェック項目を記載	



一連の特記事項参考例

ここでは、一連の特記事項の記入例を4例あげています。

1 【比較的選択項目が少ない事例】

認定調査票（概況調査） IV. 特記すべき事項

2階建ての一軒家にて独居。子ども3人、孫2人おり連絡を取り合っている。平日は、仕事をしている。前回調査時以降、長距離を歩くよう心掛けてきたとのことで、前回より多少の身体能力の改善が見られる。現在、介護サービスの利用はないが、新規申請時に住宅改修を利用し、階段に手すりを付けているが、ほとんど1階で生活をしている。また、風呂・トイレにも手すりを付けているが、自費で付けたとのこと。更新申請 自宅で実施 立会いなし。

認定調査票（特記事項）

- (1-1,2)椅子に座って実施。両上下肢とも規定の高さまで挙上静止可。股関節も規定まで広げることができる。それ以外の関節も支障なし。ただ、両膝に力が入らなくなることがある。また、背中や腰、首に痛みがあるとのこと。
- (1-3,4) 寝返り、起き上がりともスムーズに出来るとのこと。胃酸が逆流するとのことで、コンテナの高さを調整しながら、その上にマットレスを敷いた自作のベッドにて就寝
- (1-5) 10分程度であれば支えがなくても可。それ以上は背中がしんどくなって、横になりたいという気持ちになるとのこと。
- (1-6)何も掴まらずに可
- (1-7) 5m であれば何も掴まらずに可。長距離となると杖を使用し、買い物時はカートを支えに歩行するとのこと。
- (1-8)家具等を持って立ち上がる必要がある。両膝に力が入らないとのこと。
- (1-9)何も掴まらずに両足とも軸にしながら可
- (1-10,11)自身で可
- (1-12,13)日常生活に支障なし
- (2-1)普段から介助なく椅子に座ることができる
- (2-2)屋内外の移動は自立。散歩時は杖を、買い物時はカートを支えにして移動
- (2-3)食べ物が喉に引っかかるが増え、飲み込みがスムーズに出来ないとのこと。「見守り等」を選択
- (2-4)箸を使い、自己摂取可
- (2-5,6) 基本はトイレにて、排泄行為を行っている。たまに尿を漏らすことがあるとのことで、紙オムツを着用。腰をかかめて便器のふたを開閉するのがつらいため、自動で開閉するものに改良しているとのこと。
- (2-7~11)自身で可。下衣の着脱は慎重に行うため、かなり時間がかかるとのこと。
- (2-12)平日はほぼ仕事に出かけているとのこと。
- (3-1)意思伝達は可。乱暴な言葉遣いではあった。
- (3-3)生年月日、年齢とも正答
- (3-4)問題なし
- (3-6)「暑いけど、5月といたら春よな」とのこと。正答
- (3-7)自宅であることは分かっている。住所も正確に答えることができた
- (3-8,9)該当なし
- (4群)過去に行政から不当な扱いを受けたことを長々と話されていた。性格的なものであると判断。(特記のみ)
- (5-1) 自身で管理。朝、晩に糖尿病の薬服用。それ以外にも気管支炎の吸入薬服用
- (5-2)自身で管理
- (5-3)自己決定可能

(5-5)仕事帰りに、ほぼ毎日近くのスーパーで買い物をしているとのこと。

(5-6)炊飯及びレンジでの加熱も自身で可能。即席めんの調理はない

(6 群)なし

(7-1)ほぼ自立して外出しているが、長距離時は杖を使用し、買い物時はカートを支えにしており、何らかの支援は要すると考えられ、「自立」と迷ったが「J1」と判断

(7-2)認知面の問題はないため、「自立」を選択

認定調査票（概況調査） IV. 特記すべき事項

一軒家に独居。右下肢機能全廃、左膝、左足関節機能の障害で身体障害者手帳3級を所持。娘がいるが遠方にいるため、頼れる家族はいない。昨年、11月にお風呂場で胸を強打し肋骨骨折。12月にはスーパーにおいてカートをぶつけられ足をはさまれたとのこと。また、ここ2か月ほど発熱が続いている状態。病歴：肺気腫、気管支喘息等。本人曰く、4年前に夫が施設にて不慮の事故で亡くなったとのこと、施設入所は断固拒否のため、現状の訪問介護を利用して生活したいとのこと。サービス：訪問介護週2回、歩行器

認定調査票（特記事項）

（概況つづき）

レンタル、住改で浴槽の手すり設置、更新申請。立会いはケアマネ。前回より身体面で低下を感じる。

(1-1,2) 椅子に座位にて実施。両上肢は、前方向3/4程度、横方向2/3程度しか挙上できず、他動でもそれ以上は挙上できなかった。左下肢は自力、他動共に1/3程度しか挙上できなかった。右下肢は自力で挙上できず、他動でも1/4程度しか挙上できなかった。右足首も重度の拘縮があり動かすことができない。股関節は痛みがあるとのことだが、2-5cm程度の開脚は可能。(1-1)「右下肢」「その他」を、(1-2)「肩関節」「膝関節」「その他」を選択

(1-3) 右半身を下にしての寝返りはベッドの端を掴みできる。左半身を下に寝返りはできない。

(1-4) ベッドの端を掴んで、肘を付き加重しながら起き上がる。

(1-5) 肘置きや太ももを支えに座位保持は可

(1-6) 家具や杖を持ちながら立位保持は可

(1-7) 自宅内では杖を持ちながら、屋外では歩行器使用で可。何とか5m歩けたが、かなり不安定

(1-8) 家具に掴まりながらゆっくりと立ち上がる。

(1-9) 両下肢不安定であるため、何かに掴まっても片足立位は不可

(1-10) 週1回程度入浴で、洗身は自身で可。昨年、浴室で骨折し、入浴するのが怖いとのこと。

(1-11) 手の爪は自身で切るが、足の爪は体を曲げる動作が難しく、上手に行えていない。足の爪に関しては、適切な介助が必要と判断し「一部介助」を選択

(1-12,13) 日常生活に支障なし

(2-1) 移乗の機会はないが、椅子に座る際でもふらつきが見られ、転倒の危険性が高いため、介助者の付き添いが必要と判断し、適切な介助として「見守り等」を選択

(2-2) 自宅内では杖を使用。頻繁にふらつきが見られ、転倒の危険性が高いため、介助者の付き添いが必要と判断し、適切な介助として「見守り等」を選択。日中は1階で過ごし、就寝時は2階へ移動するが、階段には手すりがなく、階段を上る時は這っており、降りるときは一段一段座りながら降りるとのこと

(2-3) えん下は特に問題なし

(2-4) 自己摂取可であるが、箸を上手く持つことができず、まぐうのような感じで、顔を食器に近づけて食べるとのこと。

(2-5,6) 排泄行為は自立。間に合わないことも増えたため、念のため紙おむつを履いている。漏らしても自身で処理は可。夜中に3回程度排尿で起きることがあり、その都度、階段を座りながら降りて、這って上るのが大変手間になっているとのこと。

(2-7) 自歯。自身で可。4本の歯ブラシを使い分けながら、磨いているとのこと。

(2-8)自身で可。2日に1回、洗面所でタオルを使用し拭く。

(2-9)入浴の際に、自身で髪を拭くとのこと。

(2-10,11)ベッドに座って着替える。動作時に痛みが伴うため、上着、ズボンを着替えるのに20～30分かかるとのこと。

(2-12)週1回整形外科に通院し、その際に買い物も済ませるとのこと。

(3-1)意思の伝達は可。誰に対してもはっきりと伝えることができる。

(3-1～7)問題なく答えることができた。

(3-8,9)該当行為はない。

(4群)ヘルパーの掃除の仕方が気に入らないなど、本人なりに気に食わないことがあると怒鳴ることがある。(特記のみ)

(5-1)自身で管理しているが、飲み忘れによる残薬がいつもある。適切な介助として、「一部介助」を選択

(5-2)自身で金銭管理している。手元で支払するお金は、毎月、銀行員が持ってきてくれるとのこと。

(5-3)自分自身に関わることは、自身で決定できる。

(5-5)週1回通院の際に買い物をする。商品を選び、支払いまで自身で可

(5-6)炊飯及び電子レンジでの加熱も含め、おかず等の調理も可

(6群)なし

(7-1)外出頻度は少ないが、歩行器を使用しながら外出する。しかし、歩行は不安定であり、移動には介助者の支援が必要と判断し、迷ったが「A2」を選択

(7-2)認知面においては、日常生活ほぼ自立しているため、「自立」を選択

認定調査票（概況調査） IV. 特記すべき事項

一軒家に夫と二人暮らし。令和元年の乳がん手術後からしんどさや不安感を訴え、精神科を受診。レビー小体型認知症と診断される。うつ病の薬も処方される。毎朝しんどさを訴え、救急車を呼んでほしいと訴えることもある。幻視もあり、夫が二人いる、扇風機を人と思って話していることがある。先月からさらに不安感増し、本人をなだめるのが大変とのこと。日中、夫が仕事の時は長女が様子を見に来てくれるとのこと。デイや施設入所を希望し更新申請。立会者は夫、ケアマネ。調査場所：自宅

認定調査票（特記事項）

（概況つづき）

訪問介護：週2回・通所介護：週1回・レンタル（手すり・ベッド・附属品→3品）・住改修

(1-1,2)椅子に座位にて実施。両上下肢とも規定高まで挙上、静止可。股関節も規定の範囲まで可。両指の関節痛を訴えていたが、日常生活に支障は出ておらず、特記のみ。

(1-3)聞き取りで行おうとしたところ、突然、居間の床で数回転ほど寝転がってくれた。状態から「つかまらぬいのできる」と判断

(1-4)習慣的に、軽く手をつく程度で起き上がりできるとのこと。

(1-5)背もたれつきの椅子に座っていたが、背もたれにもたれることもなく、何もつかまらぬいに座位保持できていた。

(1-6,8)何もつかまらぬいに可

(1-7)自身で歩行できる。

(1-9)何もつかまらぬいに、左右とも立位保持できる。

(1-10)自身で洗身可

(1-11)手足とも自身で切っている。

(1-12)眼鏡を使用すれば、小さな字が見える。H29年頃、両目の白内障の手術を行っているが支障はない。

(1-13)普通の声では聞き間違えが多くある。「普通の声がやると聞き取れる」を選択

(2-1)移乗の機会はないが、椅子等にも問題なく座れており、状況を想定しても問題なく自身でできると判断

(2-2)家の中での移動は自身で可。外出時は夫が常に付き添うが、横に付き添うだけで腕を組む等の支援はなし

(2-3,4)飲み込み問題ない。箸を使って自己摂取できるが、夫が皿の置き換えをして食べているため、「見守り等」選択

(2-5,6)排尿、排便ともに自身でポータブルトイレにて行っている。ポータブルトイレの処理については、夫が行っているとのこと。排尿、排泄ともに「一部介助」を選択する。

(2-7)歯磨き自体は自身で可。毎食後できていないとのことだが不適切ではないと判断し、「介助されていない」選択

(2-8)自身で可

(2-9)自身で入浴後に行っている。

(2-10,11)上衣、下衣とも夫が構えて着させている。腕や足を通す協力動作あり

(2-12)週2回程度買い物に行き、月に1回通院。時々気晴らしにと夫が遠出に連れて行ってくれるとのこと。

(3-1)不安感、しんどさ等の訴えはできる。意思伝達は可能と判断

(3-2)毎日の様子を話してくれた。おおまかな流れは特に間違いないとのことであるため、「できる」を選択

(3-3)生年月日は正答。年齢は「77歳（実際は76歳）」と回答。「できる」を選択

- (3-4)調査前を問うと「昼にうどんを食べた」と回答。夫によると普段から昼はうどんしか食べないため習慣的に答えただけではないかとのこと。3品テスト誤答。普段も直前のことをすぐ忘れるとのこと。で、「できない」を選択
- (3-6)「秋」と答え、今日は何月かと問うと「11月9日」と答えた。日頃から季節の理解はないとのこと。で「できない」と判断
- (3-7)自宅と回答。自宅の住所まで答えてくれた。
- (3-9)週に2～3回ほど、)家の中で、トイレの場所や階段の場所がわからなくなり、夫に尋ねることがあるとのこと。
- (4-5)ほぼ毎日、さきほど話していた内容を忘れ、同じ話を何度も繰り返す。「ある」を選択
- (4-6)週2～3日ほど、就寝時に夫が驚くほどいきなり大声を叫ぶことがある。「ある」を選択
- (4-8) (特記のみ) 本人は北陸地方出身で、「私の居場所は実家だ」「生まれ故郷に帰りたい」と話すことがある。
- (4-12)水道の水を出しっぱなしにすることがほぼ毎日のようにある。月に2、3回ほど、コンロの火を消し忘れ、鍋を焦がしたり、風呂の栓をするのを忘れていたりすることもあったとのこと。常に夫が確認する必要があり、「ある」を選択
- (4-13)毎日のように幻視があり、夫がもう一人いる・家が2つある・子どもが見えると訴え、誰もいない場所で独り言を言っている。「ある」を選択
- (4-14) (特記のみ) 棚に置いている日用品等を勝手に捨てるが、夫が絶対に捨ててはいけないと伝えているものは捨てないとのこと。捨ててはいけないと言われているものは捨てておらず、明らかに不適切行為とは言えないと判断
- (4-15)毎日の会話の中で、急に不安が募ったら途端に脈絡なく本人の不安の話になるため会話が成り立たないことがあるとのこと。「ある」を選択
- (5-1)朝、昼、晩と服用。夫がテーブルに置くと自身で飲むことはできるが、置いていても飲み忘れることがあるため、口の中に入れるまで確認している。「一部介助」を選択
- (5-2)夫が管理。本人が所持するお金はないとのこと。「全介助」を選択
- (5-3)慣れ親しんだ日常的なことであれば自身で判断可能であるが、治療方針の説明を受けての判断や介護サービスの選択等の判断になると夫が支援・決定するとのこと。「特別な場合を除いてできる」を選択
- (5-5)夫と一緒に買い物に行くとのこと。品物を選んだりすることはできるが、支払いは夫がする。「一部介助」を選択
- (5-6)炊飯器や電子レンジの操作を忘れてしまい、覚えることができないため、全て夫がしている。「全介助」を選択
- (6群)なし。
- (7-1)外出には必ず夫の付き添いを要する。付き添いがあれば、比較的多く外出できるため「A1」を選択
- (7-2)自宅の部屋の配置が分からない。金銭管理もできないため「IIa」を選択

認定調査票（概況調査） IV. 特記すべき事項

独居。市外の有料老人ホームに入居していたが勝手に出ていき、自宅で過ごしていた。8月17日に転倒し、左肩骨折。救急搬送され、そのまま市外の病院に入院。本人が手術を望まず、保存療法となる。8月24日、本人がミキサー食を希望していたのに病院側から普通食を出されたとのこと（病院の判断としては普通食で対応可能とのこと）で、119番通報し、病院から餓死させれそうになった等の訴えをし、病院・消防署を巻き込んだ大騒動を起こしたため、翌日に強制退院となった。

認定調査票（特記事項）

（概況つづき）

骨折の影響がほぼ寝たきりの状態で自宅での生活は困難であり、受け入れ先を見つけようにも本人の問題で、なかなか受け入れ先が見つからず、結局、退院と同日に以前の現有料老人ホームに再入居。ほぼ寝たきり状態のため介護の負担が増えており区分変更申請。立会い：ケアマネ、施設職員。訪問介護4～5回/日、訪問看護1.3回/月（うち9回はリハビリ）、レンタル：車椅子、電動ベッド、床ずれ防止マット、介助バー、サイドレール、昇降テーブル。施設で調査。

(1-1,2)ベッド上で仰臥位にて確認。右上肢は自力で4/5程度挙上静止可能、他動では拘縮なし。左上肢は骨折の影響で自他ともに全く動かすことが不可。著しい可動域制限ありと判断。右下肢は自力、他動とも1/4程度で挙上静止可。左下肢は自力でも他動でも全く動かすことが不可。著しい可動域制限ありと判断。それ以外では円背が見られ、口に入れたものがこぼれてしまうとのこと。支障ありと判断。それ以外では支障なし。(1-1)「左上肢」「右上肢」「左下肢」、(1-2)「肩関節」「膝関節」「その他」選択

(1-3)リクライニング付きのベッドで就寝。自身で寝返り等体を動かすことが出来ず、職員の介助にて寝返りを行う。

(1-4)リクライニング使用で、最後は介助者の支援で起き上がる。「全介助」選択

(1-5)背もたれがあれば、10分程度の座位保持可能

(1-6,8,9)ほぼ寝たきりの身体状況から「できない」選択

(1-7)車椅子を使用し移動しているため「できない」選択

(1-10)週2回入浴。介助者2人がかりで全介助にて対応

(1-11)現施設に入居してから爪切り行為はないとのことだが、それ以前は、病院を受診した際に手足とも看護師に切ってもらっていた。「全介助」選択

(1-12)目の前に置いた視力確認表の図も見えなかったため、「ほとんど見えない」を選択

(1-13)右耳は聞こえないため、左側耳元から大声で話しかける必要がある。「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」を選択

(2-1)二人がかりで抱えて車椅子に移乗させるとのこと。

(2-2)車椅子で移動する。自操出来ず、介助者が押して移動するとのこと。

(2-3)本人の希望により、ミキサー食にて提供。飲み込みは問題ないとのこと。

(2-4)介助者がスプーンで口元まで運んで食べさせている。「全介助」を選択

(2-5,6)寝たきりのため、紙オムツを使用。定時に介助者がベッド上にて交換しているため、「全介助」を選択。自身で紙おむつのテープを外して失禁し、衣類等をびしょ濡れにしたにも関わらず、「お前のせいでこうなった」と暴言を吐いたこともあったとのこと。

(2-7)自歯なし。食後に介助者が口の中を拭いているとのこと。「全介助」を選択

- (2-8) 介助者がタオルで顔を拭いているとのこと。「全介助」を選択
- (2-9) 整髪行為がないため、代替行為で判断。入浴後の頭部をタオルで拭く行為は介助者が行っているとのことであったため「全介助」を選択
- (2-10,11) 普段は入浴時に着替えるのみとのこと。上下とも介助者の全介助にて行っているとのこと。協力動作なし
- (2-12) 再入居してから外出機会なし
- (3-1) 気に入らないことや自身の要望等あらゆる意思伝達可
- (3-2) 寝たきりのため介助者からの声掛けや誘導が必要だがおおまかなことは理解できている
- (3-3) 生年月日、年齢ともに正答
- (3-4) お菓子を食べていたとのこと。記憶力はしっかりしていると職員談
- (3-6) 「秋口」と正答
- (3-7) 施設名を答えた。
- (3-8,9) 寝たきりのため該当行為はない。
- (4-1,2) ほぼ毎日のように「お菓子、パンを盗られた、食べられた」「荷物の中身を盗られた」等の訴えをそういった事実がないのに関わらず訴えるとのこと。ここ1週間前から幻視の兆候が見られ、実際はいないのに「蜘蛛がいる」と介助者に訴え、「蜘蛛などいない」と否定すると怒り出すため、捕まえたふりをして本人の意思に浴うように行動しているとのこと。
- (4-3,6) ほぼ日常的に、突然怒り出し、「女のくせに」「暗嘩買いにきてんのか」等と大声で暴言を吐く。
- (4-5,15) 調査中も過去に起こったこと、気に入らなかったこと等を繰り返して延々と話し続け、会話がかみ合わず、なかなか調査がはかどらなかった。ほぼ毎日のようにあるとのこと。
- (4-7) ほぼ毎日、紙オムツの交換時にやり方が気に入らないと介助者を手で押しつけるようとする行為あるとのこと。
- (4-12) やってもらったことを忘れたと訴えることがあるとのことだが、本人は理解してわざと言っている感があるとのこと。で、特記のみとする。
- (4-13) 毎日のように、一人で居室に居る際に、不平不満を独り言のようにブツブツと言っているとのこと。
- (4-14) 便が出たらナースコールで呼んでと言っても、便が出ないことをナースコールで訴えたり、対応が遅れるとテーブルを叩いて喚いたりということがほぼ毎日のようにある。時間を問わず何度も、ケアマネに電話をすることもあるとのこと。で自分本位の行動に介助者が手を焼いているとの訴えであった。
- (5-1) 介助者が口の中に薬を入れ、コップにストローを挿して飲ませているとのこと。「全介助」を選択
- (5-2) 知人が通帳を含め支出入の把握管理をしている。本人は知人から少額程度を渡され買い物をする。「一部介助」を選択
- (5-3) トイレに行く行かない・食べる食べない等ごく限定的なことしか決定できないため、「日常的に困難」を選択

- (5-5) 日用品は施設側で購入。嗜好品であれば訴えることはあるが、「全介助」を選択
- (5-6) 施設側で提供
- (6 群) 該当なし
- (7-1) ほぼ寝たきり状態であり一日中ベッドで過ごし、日常生活行為においてもほぼ全介助の状態である。ただ入浴時等多少ではあるがベッドから離れる時間もあるため、ランク B かランク C か判断に迷った末「B2」を選択
- (7-2) 食事や排泄行為は全介助であり、本人の行動障害により周りの介助者に多大な労力を要する状態であるため「III a」を選択

★提出される前に、**軽微なミス等がないか確認するために作成しましたので、是非ご活用ください。**

双方にとって、軽微なミス等により電話連絡することがないようにご協力いただきますようよろしくお願いたします。

★「10 最終チェック一覧」は、**何度も使用できるようコピーしてご利用ください。**

★最低限、必要なチェック確認表であるため、個々の特殊事例は事前にお配りしている「認定調査に際しての注意点について」を参照するよう努めてください。

1 【全体】

- 他の申請者の調査票と混同していない
- 実施日時（調査日） ⇒ 全て同一年月日で記載
- 認定調査票（特記事項）⇒ 複数枚の場合、対象者番号を間違いなく記載
- 特記事項等の記載が枠外にはみ出していない
- 固有名詞の記載をしていない（固有名詞とは、個人名、施設名、地名、病院名等のこと）

2 【認定調査票（概況調査）：1枚目】

- I 実施場所のチェック（自宅外の場合は、右側枠内に病院・施設等の記載。固有名詞不可）
- III 現在受けているサービスの状況のチェック
- III 住宅改修の有無のチェック
- III 在宅利用又は施設等利用の有無・回数等の記載
- IV 家族状況のチェック
- IV 同居の家族 サービスの具体的利用状況・回数 調査実施場所 主な既往歴
 前回調査時からの状態変化 立会者 施設入所日 申請目的（新規申請）
- 最下部 事業者名・調査員氏名・TELの記載

3 【認定調査票（基本調査①・基本調査②）：2・3枚目】

- はっきりと全項目にチェック
(1-1、2のみ複数選択可。それ以外は重複又は空白は不可)

4 【認定調査票（特記事項）：4枚目以降】

- 次の各項目は、「できる」・「介助されていない」・「自立」等の場合でも**特記事項の記載必須**
※対象者の全体像をイメージしやすくするため

1-1 麻痺等の有無 1-2 拘縮の有無 1-7 歩行 1-10 洗身

2-1 移乗 2-2 移動 2-3 えん下 2-4 食事摂取

2-5 排尿 2-6 排便 2-12 外出頻度

7-1 障害高齢者の日常生活自立度 7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

- 2-12・3-8・3-9 及び 4 群、5-4 については、頻度を記載（2-12 以外：「ない」以外を選択の場合）

